

(丁) 信用は物價及金利を平均す

取引所の賣買の如き信用に依りて行はるゝもの多く且將來に於ける價物の需用供給を觀察して物價を定むるか故に物價に大變動を來すとなし。又銀行なる信用の機關に依りて資本の需用供給は大体に於て平均さるゝか故に各地方各國に於て特別に金利の高低を生ずるとなし。

(戊) 信用は資本を充分に利用せしむ

一定の資本を投して一の貨物を作り出したる時は資本の大部分は消耗せり。而して之を補ふには生産物を賣却せざるへからず。然るに生産物は容易に賣却しえるとあり、否若し急劇に之を賣却せんとせば却て代價の下落より生する損害を蒙るとあり。故に此損害を避くる爲めには暫く生産物の賣り盡さるるを待たざるへからず。若し此際信用の行はるれば此の弊は冰然として消滅せしむるを得るなり。何となれば今此の貨物を倉庫に預け、藏荷證券を得て之を銀行に持ち行き、資金を仰くとを得、而して銀行も生産物を擔保とするか故に安全に信用を與ふるとを得るなり。故に企業者は直に資本の蓄積をなすとを得、從て資本は

益其活動力を増加するとを得るなり。

第五節 信用機關

所謂信用機關とは信用を媒介すべき社會上及び經濟上の組織を云ふ

抑も信用は、一私人によりて與へらるゝ事あり又は一の信用の設備(銀行)に依りて與えらるゝ事あり。古代に於ては信用に關する特別の設備なく偶々或一人より貨物資本を借りたるに過ぎず。後には資本を與へて利子を得るを以て自己の生計となすもの生じたり。現今に於ても尚ほ見る事を得べき高利貸の如き是なり。然れども信用機關として經濟上より重要な地位を占むるものは銀行の制度なり。銀行は貨幣及信用の交通を媒介する經濟上の企業にして、其職とする所は支拂の媒介及び信用を與ふる事にあり。其發達は各地方又は國際間の交通資金の需用資本の蓄積に伴ふて著き現象を呈す。

銀行の利便にして自ら信用を得又信用を與ふるの容易なる事は世人をして益、銀行との關係を密ならしめ一私人の經營せる金貸業は大に減少を來せり。

銀行は信用の授受を以て其大なる職分となすと雖も、事業の性質即信用に依りて

得られたる資金が使用さるべき事業の種類に依りて信用の期間又は信用の基礎に差異を生ずるが故に諸種の方面に分る。例へば紙幣發行銀行(Notenbanken) 土地抵當銀行(Hypothekenbanken) 契業銀行(Effektenbanken) 商工業銀行(Hadelsod.Gewerbb.) の如き是なり。

此他尚ほ公設の信用に關する設備、倉庫、事業、信用に關する法則は信用を媒介し發達せしむるに大功あるものなり。

公設の信用に關する設備は中央銀行の如きものにして、中央銀行は官設なるとあり私設なるとありと雖も其制度たるや一國の經濟の中権を占むるものなれば假令私設なりと雖も監督設備に關しては周密の法則存するが故に殆んど公設と稱し得べし。又郵便貯金の制度は現今各國政府の經營に係り零碎の資本を集めて其效用を全からしむることを得。又日用品を擔保として信用を與ふる制度あり。獨逸にては之を・フ・ア・ン・ド・ライ・ア・ン・ス・タルト(Pfandleihanstalten)と稱す。此制度は公設にして元と日用品を擔保として信用を與ふる者なるが故に借主も永く之れを擔保品として呈出するを好まず、從て短期に信用を授受するものにして且金利も

低くさが故に家計上必要なる時に際して一時之によりて信用を利用する事を得ば其利益計る可からず。

公設の倉庫業は貨物を倉庫に預り置き其貨物の品質、分量、種類及產地等苟も貨物の價値に關係を有する者は悉く明記したる載荷證券(Lagerscheine)を出し、荷主は之れを賣却するに依りて恰かも貨物其物を賣却したると同しく、自由に輶轉して最後に貨物を直接に用ゐんと欲するものにより倉庫より受取らるゝなり。斯く貨物の所有權が輶轉する間實物は常に倉庫中に存して必要的場合に出ださるゝに止るが故に大に取引を圓滿にする事を得るなり。

信用に關する法則は手形法の如きものにして、手形は信用の表現なるが故に運轉の速なる事は、一に手形に依りて頭はさるゝ信用が確實なると依りて生ずるなり。然るに信用の確實は嚴格なる法制に依りて債權者が保護さるゝを以て保たれ手形授受人の人的關係の如何に依らず即手形其者が固有に擔保強制力を有するによりて生ずるなり。

第六節 信用の形式

信用取引は種々の形式に依りて行はる。或は口頭契約に基き或は證書に或は帳簿の記入に依りて行はる。口頭契約は現今稀に見る所にして其行はる範囲は僅かに親友間に於ける短期の貸借に限られ經濟學上特に論説するを要せず。之に反して證書に依るもののは甚だ多く信用機關の發達と共に銀行業と密接なるものにして最も重大なるものなり。

本節に於ては信用證券の主なるもの及び簿記法を略説せん。

第一 簿記法

簿記法は貸借關係に立つ當事者が各場合に於て貸借を貨幣を以て支拂ふ代りに互に各自の帳簿に貸借の關係を記入し一定の期間を経て清算し以て双方の債務を相殺する方法なり。例へば茲に米屋と酒屋とありとせんに米屋は酒屋に米を賣りて其代金を直に受取る事なく之を貸方に記入し自己が酒屋より酒を賣ふ時に至り前に貸し置きたる米代金を以て自己が支拂べき酒代金に充つる事を得るが故に此等の債權關係は直に相殺され只だ一方の不足だけ現金にて支拂へば可なり。是れ最も簡単なる場合なるが往々此米屋と酒屋との如く互に貸借關係に

立たざる事あり。即ち一方は常に貸す地位にのみ立ちて一方は常に借る地位にのみ立つ時は相殺の機會なし。故に此場合に於ては銀行の手を経て其缺を補ふ事を得るなり。今之れを圖説せんに甲乙丙丁の四人ありとし甲が乙に支拂はん甲と乙とするに甲乙が互に債權者となり又は債務者となる地位に乙銀行丙・・・丁又此等の甲乙丙丁が共同の銀行と信用關係に立たざるときは

は現金を以て支拂はざるを得ず。之に反して甲乙丙丁が共同の銀行を有するときは甲が乙に支拂はんとするに當つては先づ小切手を提出して之を乙に與ふ。乙は之を銀行より受取る事を得ると雖も若し現金を必要とせざる時は其銀行に貯金として記入せしむ。乙は又丙に債務を支拂ふ必要あるときは上述の如く小切手を以て辨済するを得。而して丙は之を銀行より直に受取るか又は貯金と爲すを得或は乙は甲の振出したる小切手を以て丙に支拂ひ丙は之を以て丁に支拂ふとを得。若し丁と甲と互に債權債務の關係に立つときは甲と丁とは銀行に於ける帳簿の記入に依りて債權關係の相殺を爲すとを得るな

り。

第二 爲替手形

爲替手形に關しては商法第四百四十五條以下に於て其性質を明かにしたり。爲替手形とは發行者が自ら支拂をなすべき事を約するに非ずして他人に支拂の依頼をなすものなり。例へば甲乙丙三人ある場合に於て甲が乙に債務を辨済せんとするに當りて第三者なる丙に向て自己に代りて辨済すべき事を依頼する證券なり。此場合に甲を振出人と稱し乙を受取人と云ひ丙を支拂人と稱するなり。爲替手形の雑形を示せば

爲替手形

一金何千圓也

右金額何年何月何日(御一覽)の日又は御一覽後何日目又は日附
後何日目丙(若くは商號)又は其差圖人に御支拂相成度候也

年 月 日

甲

乙 殿

爲替手形は支拂の依托に過ぎるが故に發行の時は未だ主たる債務者なし。振出人は只だ支拂を擔保するに過ぎず。支拂人が引受なる手形行為をなしたる時に於ては主たる債務者となるなり之れを引人と云ふ。

爲替手形は銀行の媒介に依りて互に債權相殺し現金輸送の勞費と危險とを省略する事を得るのみならず、信用の利用を充分ならしむる效用あり。例へば甲が遠地の乙に貨物を送附したる場合に乙より其代價を受取るとを得るは乙が其貨物を受取りたる後乙より發送せる代金の到着する時ならざる可らず。然れども此間資金を回収するを得ざるは甲の最も不利益を感じする點と云ふべし。是に於てか爲替手形の用あり。即ち甲は乙を支拂人として爲替手形を發行し之に貨物を發送したる事を證すべき運送狀若くは船荷證書を添へ銀行の割引を乞ひ直に資金を回収する事を得べし。爲替手形は一國內の二地方に於て此作用を全ふするのみならず現今國際間の貿易に適用して最も顯著なる效用を現はせるものなり。且爲替手形は債權を表する強力なる證書なるが故に裏書に依りて自由に轉々し大に貨幣の作用をなすものなり。

第三 約束手形

約束手形は發行者が支拂を約する證券なり。故に約束手形に於ては始めより主たる債務者ありて引受なる手形行為を必要とせず是れ爲替手形と大に異なる所なり。又約束手形に於ては受取人と振出人との二者存するのみにして爲替手形に於ては振出人、支拂人、受取人の三者あるを通例とす。約束手形は例へば甲が物品を乙に賣却したる時は乙は其代金を支拂ふ代りに或期間の後辨済すべき事を約して約束手形を發行するものなり。

約束手形に關しては商法第五百二十五條以下に於て嚴密なる規定あり。多くは爲替手形に關する規定を準用せり。蓋し爲替手形と其手形上の效力を同くするものなるか故に然るなり。約束手形の形式は左の如し

約束手形

一金何千圓也

右之金額何年何月何日^一一定の満期日の記入^{貰取人}又は其指図人に支拂可申候也

何年何月 日

乙 殿

甲

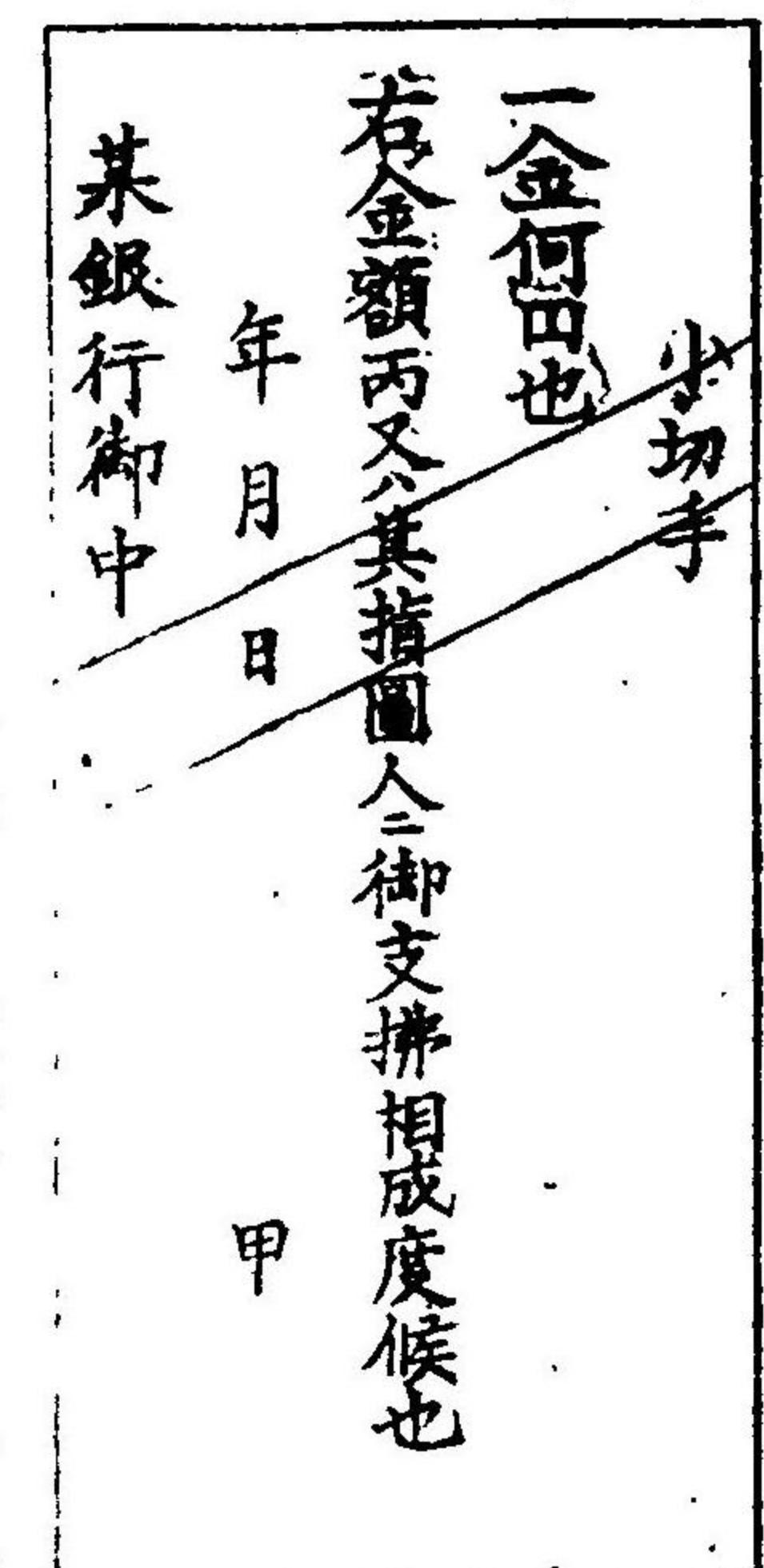
此場合に於て甲は振出人にして且主たる債務者なり、乙は受取人なり。

約束手形の經濟上の作用も亦爲替手形に似其作用も亦殆んど同じ。爲替手形、約束手形の當事者は銀行以外の一私人なるに小切手は銀行に預金を有し又は信用關係に立つものへ間に於て發行し、銀行に支拂を依託するなり^{我國法に於ては小切手の支拂人を銀行に限らざれども厚則として本文の如し}即ち銀行は爲替手形に所謂支拂人なり。

小切手の種類は甚だ多く普通の小切手あり、或は筋引小切手とも稱するあり。各其特徴に依りて貨幣代用の效用を全ふせり。我國に於て小切手の使用充分ならずと雖も英國の如きは小切手の使用甚だ多く爲に貨幣を節約し生産を利すると大なり。若し小切手を使用せざる時は日常の取引に於て金を得たる時は徒に之を懷中にするも小切手の使用行はるゝに至れば其金を直に銀行に預け必要の場合には小切手を以て支拂ふを得るを以て其間に利息の損失を免るゝとを得るなり。小切手の普通なるものは爲替手形と同じ形式なるが故に之を略し筋引小切

手と稱するものを示さん。即左の如し

一九八



此小切手は我商法第五百三十五條に規定せるものにして手形の表面に二條の平行線を書き何銀行又は單に銀行と記載するものなり。單に銀行と記載するを一枚筋引小切手と稱す。斯くせば支拂人は銀行以外の一私人なるを得ず而して筋の中にも某銀行御中と記入したるときは指名されたる銀行のみ之を支拂ことを得。故に小切手の受取人は先づ小切手面の金員を預け金とし之に對して普通の小切手を提出さるを得ざるが故に債務支拂の爲に小切手を送る中に於て奸曲者の手に落つる事あるも奸曲者は直に金錢を受取ると能はず一應銀行と取引關係に立たざるを得ず故に詐欺者は直に其詐欺を發見せらるゝに至るなり。

第六節 紙幣

第一款 紙幣の意義及種類

紙幣は國家が直接に發行し又は國家の命令に依りて銀行に發行せしむる一種の信用證券にして法律上交換の媒介を爲すものなり。

紙幣と手形とは大に差異ありとす。紙幣は銀行紙幣たると政府紙幣たるとを問はず之を以て支拂を爲す時は債權、債務の關係を消滅せしむるものなり。之に反して手形は債權關係を消滅せしむるものにあらず。畢竟舊債權を變して強力なる新債權となす一の更改を來すに過ぎざるなり。且手形には利息生ずと雖も紙幣は然らず。手形は私人の自由作製を許すと雖も紙幣は國家の法制に依り大体に其發行數に制限あり。

紙幣は又硬貨幣と異なる。何となれば紙幣は其實質の價は殆んど皆無と云ふべく其價値は法律慣習に基くなり。故に紙幣は法律習慣の行はる範圍内に於てのみ通用あり。之に反して本位貨幣は外國に向て輸出さるゝとを得。

紙幣は其發行者の如何に依りて之れを政府紙幣、銀行紙幣と區別する事を得。又

發行者が兌換の義務を負ふや否やに依りて之を兌換紙幣、不換紙幣の二つに區別する事を得。現今に於ては紙幣の發行は之れを中央銀行にのみ委任するを通例とすれども尚ほ特別の認可に依りて數個の銀行に發行權を與ふる事あり。

第二款 紙幣發行法

紙幣は計算發行に便にして且硬貨幣の使用を節約するの便あるが故に廣く需用せらるゝのみならず發行者は恰かも無利息を以て金を借り利息を得て之れを貸與すると同じ事が故に發行者をして擅發せしむるの恐あり。故に其發行に關しては特別の制限を必要とするなり。今其發行に關する諸方法を略述せん。

第一 金銀準備法 此法は正貨の總額丈けの發行を許すものなり。之に依れば紙幣は常に庫中に藏せらるゝが故に常に引換に應するとを得從て兌換の基礎強固なる事勿論なりと雖も餘り強きに過ぎ紙幣發行の効果を全くする事を得ざるなり。何となれば此法に依る時は紙幣發行の爲に利益する點は只だ貨幣の磨滅を防ぐに過ぎざればなり。且實際に於て發行したる紙幣は悉く引換らるゝとなく只其一部分のみ引換らるものなれば餘分の正貨は陰密の間に奸惡の人私せられ大なる不利益を蒙るとあり。

第二 準備比例法 此法は發行されたる紙幣の一定の部分は必ず正貨を以て準備せしむるものなり。例へば正貨の數を常に發行額の少くとも二分の一丈準備せしむる如きものにして五千圓發行したるときは少なくとも二千五百圓の正貨準備を命ずるものなり。

此法は金銀準備法の如く徒らに貨幣を遊ばしむる如き弊害なしと雖も經濟的活動の如き有機的のものを機械的に或數の何分の一と云ふ如く制限するの不可なる點あり。何となれば若し正貨の數減して二千圓となる時は紙幣發行の數を四千圓減少せざるべきからず。此場合を能く觀察せば正貨の數値かに五百圓減じたる爲に紙幣發行額を減少する事千圓の多きに至るが如き結果を呈するが故に外國貿易に於ける僅少の變動の爲に通貨に大變動を及ぼすの不便あり。

第三 最高額發行法 此法は紙幣發行の最高額を法律を以て限定するなり。

此法は機械的に紙幣の發行を制限するものにして國家の須要に應ずる事能はざる缺點あり。何となれば國に事ある時に於ては國家は正貨を輸出して軍需品を

求め国内の交換の具としては紙幣を用ひざる可らず。然らば發行數直に最高制限額を越へ國家は直に法律に違反して法定の最高額を發行するに至るべし。

第四 外國爲替平均法 此法は外國爲替の順逆を觀察して發行額を定むるものにして爲替が逆となるに至れば正貨流出の徵なるが故に紙幣の數を減じ順なれば紙幣を發行する事を許すなり。此法は大体に於て良法にして後に説く所の金紙平均法と相待て有用なる方法たりと雖も此法のみに依るとときは大なる弊害を來す事あり。何となれば外國爲替變動の原因は種々ありて外國爲替は順なるべしと雖も紙幣は多きに過ぎる場合なしとせず。故に單に順逆を以て發行額を定むるの標準となす可からず。

第五 金紙平均法 此法は正貨と紙幣との間に價の差生せざる間は紙幣を發行する事を得とするものなり。若し能く金紙の差に注目して發行を慎めば良好の制度たりと雖も是れ最も難しとする所にして金紙の間に幾分宛の差の生じ居るを知らざる間に何時しか多くの紙幣を發行して後金紙の差著しくなりたる時に至り始めて紙幣の増發に過ぎたるを知るも既に遅きと多し。是此法の缺點ある所以なり。

第六、届伸定限法 此法は正貨の存在する額文だけは紙幣を發行する事を得るは勿論一定の制限迄は保證準備と稱する即ち公債證券株券等を擔保として紙幣を發行する事を得。尙ほ此上に發行せんとする時は政府は發行税を課するなり。其課稅の方法に二あり。一は法定の税を課するもの、一は政府が臨機に課稅の標準を定むるもの足なり。

此法は諸種の制限届伸法中最も良好のものにして一國の必要に應じて臨機に發行額を増減する事を得。就中課稅の標準を政府の認定に任せ法律を以て窮屈なる制限となざるは一層良制度と云ふべきなり。

第六章 不換紙幣を論ず

不換紙幣發行の恐るべき結果を生ずる事は現今識者の注意する所となりしと雖も古代に於ては不換紙幣に關して理想的貨幣(Ideal money)の説がありて之を以て當に財政上必要な臨機處分とせし場合あるは勿論尙ほ商工業獎勵を目的として發行せし事あり。理想的貨幣の必要を論じて不換紙幣發行の利を説くものは

曰く正貨は一の貨物なり、正貨の實質は世界に於ける需要供給の法則に依りて支配せらるゝが故に其價格に變動あり、從て物價の標準たる職分を盡すに足らず、之に反して不換紙幣の如きは法律及び慣習を以て一定の價を定め各貨物は之に依りて評價せらるゝが故に相互間に於ても交換の比例を保つ事を得と。

是等の理論は或る假定に基けるものにして若し其假定の如く不換紙幣が法律習慣を以て常に一定の價を保ち得るものとすれば金銀を以て貨幣を造るを須ひず之を以て他の貨物を生産するを可とせん。而も各國が未だ之を爲さる所以のものは不換紙幣が多くは増發せられ易く遂に人民の憎惡を來し法律慣習の力も能く之を制するに能ざるに至るを以てなり。

今不換紙幣の不可なる理由を述ぶれば

(一) 不換紙幣は其實質に於て何の價なきのみならず發行者は兌換の義務を負はざるが故に外國人より見れば毫も貨幣たる資格を有せず、只發行せられたる國に於てのみ通用する事を得るに過ぎず。是れ大に硬貨と異る所にして硬貨は外國に輸出せらるるのみならず尙ほ地金として需用せらるゝか故に國の正貨の出入は

經濟上の取引に用ひらるゝ需用の繁簡に従ふ、即ち硬貨の數は自然的に増減するが故に其價に於て下落する事少しと雖も不換紙幣は自動的に局伸力に乏しく發行者が適用額を増減するに非れば其價は變動を生じ易し。

(二) 不換紙幣は増發し易し。

不換紙幣は兌換紙幣と異なり兌換の義務を負はざるが故に發行者は殆んど何の責任なく自由に増發するを得。又硬貨を流通せしめんには之に要する地金を所得し或は硬貨其ものを得る爲に相當の犠牲を必要とすと雖も不換紙幣は只僅かに印刷の勞を耗れば可なり、是れ増發を容易にする點なり。古來不換紙幣を發行して其増發に終らざるもの稀なり。佛國の革命時代に於けるアッシニヤ(assining)の増發の如きは此例證なり。

不換紙幣は斯くの如き性質あるが故に増發され易く而して其結果實に恐るべきものあり。今之を左に述べんに、

(甲) 物價騰貴、貨幣流出の結果を生ず

不換紙幣増發は通貨の膨脹となり正貨(硬貨)流出し遂に正貨が流出し盡すときは

總局流出すべきものなきに至り通貨は益々膨脹して止まる所を知らず是に於てか
物價は益々騰貴して輸入日に増し國家は忽ち巨萬の負債を生ずるに至らん。

(乙) 物價騰貴し紙幣の購買力減少し爲に富者は一時に赤貧となり極貧者却て産を
起し世に秩序なく事業は盛く投機的となるに至るべし。

是れ紙幣下落の時に於て物の代價として紙幣を與ふる事は價值あるものに代ゆ
るに價值なきものを以てするに均しければなり。

(丙) 紙幣に衣食するものを困せしむ

官吏、會社員、勞働者の如き皆通貨を以て其需用品を得るものなるが故に給料とし
て得る紙幣が購買力を失ふとは給金の下落したると同結果を呈するを以てなり。

(丁) 資本を浪費せしむ

紙幣下落は物價騰貴を生じ物價の騰貴は事業熱を昂騰せしむ。然れども此物價
騰貴の原因たるや貨物の需用より生ずるものにあらずして紙幣増發の結果なる
が故に生産物は毫も賣却せられず殊に銀行の割引貸付減じ正貨の缺乏は原料品
の購買を不便にするの理由より事業は半にして相次て倒産するに至らん。是れ

資本の大なる浪費に非ざや。

此の如く不換紙幣の増發は誠に恐る可き結果を來すと雖も之れ其用法の誤れる
に因るものにして發行其宜しきを得ば莫大の利益ある事宛かも毒藥變じて良藥
となるが如し。我が維新の事業は不換紙幣を以て行はれ伊太利の獨立も之に因
りて成ると謂ふも不可なきなり。

不換紙幣發行に付注意すべき事は不換紙幣の下落に注意して其發行の數を限る
に在り此注意を爲すに付ての目標は(一)全紙平均法(Gold par method)(二)外國爲替平
均法(Foreign exchange method)是なり

金紙平均法并に外國爲替平均法は既に説明せり。然り而して單に其一方のみを
用ゆれば未だ充分に不換紙幣濫發の結果を見るの難きが故に輕々に看過して增
發し易く大害の来るを知りたる時は既に遅きを歎するに至るべきなり。

第四編 分配論、

第一章 所得

第一節 總論

吾人は既に貨物が如何に生産せられ如何なる方法に依りて交易さるゝかを述べたるが故に其交易が如何なる程度に於て社會の各階級に分配さるゝやの法則を研究するの必要を生ぜり。

抑も分配とは貨物を主位に置きて觀察したるものにして之を一國民全般より見れば國民の所得にして之を各人より見れば各人の所得たること勿論なり。故に調査の學者は所得及び貨物の消費なる題目の下に考究するを常とす。是れ只分配論の意義を明に表識したるに過ぎず。故に余は我國に於て多くの經濟書に慣用せられたる名稱を用ひたるなり。

余は既に収益及所得の觀念を概説せりと雖も本論の必要の爲に尙ほ少しく補説する所あらん。

収益は一定の財源より生ずる利益にして所得は一定期間内に於て繼續的に各人

の所得する價値の全軸なり。収益は其生ずる源と關聯して觀察したる特定の收入にして所得とは繼續的に一定の期間に入り来る收入の一般的觀察なり。故に所得は以て其之を得る經濟的主軸(一個人)の生活を維持し且餘分あれば未來の生産に用ひらるべき價値なり。所得は一定の期間内に於ける各人の繼續的收入なるが故に此以上に消費すると得ず。又信用に依りて他人より一時收入を得て之を消費するとを得るも是れ結局其人の社會上經濟上の地位を失墜せしむるに至るものにして各人消費の範囲は所得に依りて經濟上制限せらるゝものなり。

所得の形式は貨物の種類に依りて現はざるゝとを得るは勿論なりと雖も貨幣の使用行はるゝに至りてより貨幣を以て其全軸を表示するなり。

國民所得 (Volkseinkommen) は一個人の所得とは異なる。國民所得とは國民を一の全軸として其所得を觀察したものなり。去れば一個人の所得は減ずる事あるも國民全軸の所得は増加する事あり。國民所得は一定の期間内に於る國民の貨物の繼續的増加なり。畢竟或期間を標準として其間に於ける全國民の生産と費用との差引額は國民の所得なり。而して此所得が一國に於ける生産消費の關係

を定むるものなり。

然れども此所得使用の方法は各人の所得に付き各人が其割合を定むるものなるが故に各人の所得の大小高低は國民全般の經濟に大影響を有するものなり。

第二節 所得の種類

所得は種々の方面より觀察して之を區別する事を得

第一、私所得及公所得。後者は國家并に公共團體の如き公經濟的主軸の或經濟年度に於て得る所得を云ふ。前者は公所得以外の所得にして一私法人(人及會社)の得る所得を云ふなり。此區別は公經濟なる特質より生ずる所得が通常私人の得る所得と異なる所あるに原因するなり。

第二、創始的所得、繼續的所得(Ursprüngl. u. Abgeleitet. Eink.) 前者は直接に貨物の生產に關與するに依りて生ずる所得を云ふ。故に前者は農工に從事するに依りて生ずるの類を云ひ後者は商業を爲すに依りて生ずる利益の如きを云ふ。

第三、享有所得、勞働所得(Besitz=u. Arbeitseink) 前者は資本の土地を所有するに依りて之より得る所得を云ひ後者は勞働によりて得る所得を云ふなり。

第四、自然所得及貨幣所得(Natural=u. Geldeinkommen) 前者は生産物を以て收得する所得なり。例へば農業に從事するものが農產物を以て報酬を受るが如き是なり。後者は貨幣を以て得る所得なり。

第五、名義上の所得實際上の所得 實際の所得とは所得の内容より觀察したる所得を云ひ名義上の所得とは表面上の所得額を云ふ。例へば同じ百圓の所得なるも物價の騰貴したるときと否により實際上の所得に差異あり。之に反して名義上の所得は同じ百圓にして毫も變動なきなり。所謂自然所得は常に同じきも貨幣所得は物價の變動によりて差異あるが如し。故に貨幣所得自然所得の別を名義上の所得實際上の所得の區別と同視することを得べき如きも全然同一と觀ることを得ざるなり。何となれば貨幣所得其者は名義上と實際上とに區別して觀察することを得ればなら。

第六、總所得及純所得(Roh=u. Reineink.) 總所得とは各人の得る全軸の所得を云ひ純所得は各人の生活に必要な額を引去りたる後の所得を云ふ。此區別は昔時に用ひられたる者にして現今にては尙ほ少しく變更して束縛所得自由所得

(Gebundene Eink.n. Freie Einkommen)の一に分つなり。自由所得は各人が其社會上の地位より生ずる必要の費用を引去りて残りたる所得を云ひ束縛所得とは所得の全額を云ふ。是蓋し此所得より地位的慾望に對する費用が支拂はるべき筈なればなり。

抑も所得は法制及經濟上の組織如何に依りて諸種の形式に分るゝものなり。就中法律は所得に大影響を及ぼすものなり。何となれば所得の生ずるには先づ經濟上に於て生産費以上に貨物の生産さるゝとを必要とするは勿論なりと雖も法律の制裁に基き生産の結果が其之に關與したるものに支拂はるゝと最も必要なればなり。特に公所得の如きは殆んど經濟上の理由に基かずと云ふべく國家の命令權に依りて收得さるゝを以て所得の根據は法律にありと云ふを得。只此場合に於ては國家は國民の所得の如何を顧みて其負擔力の如何を察し徵稅するを勿論なりと雖も其保護したる分量即ち自己が直接に生産に關與したる結果に基きて其所得を得るに非る事勿論なり。

一私人の所得の場合に於ても生産に參與したる人は法律の保護、契約の自由に依

りて社會の各方面に分配せらるゝなり。今此方面より所得を類別せば

(一)企業者の所得 (profit) 是れ企業者の資本及勞働を如何に使用すべきや、生産物を如何に賣却すべきや等の最も困難にして且重大なる事務を經營する勞力に對する報酬なり。

(二)勞働者の所得 勞働を第三者に提供して報酬を得る者の收得する所得を云ふ。(三)享有者の所得 (Besitzinkommen) 土地又は資本より生ずべき利益又は地代にして或は貸借に基き或は自ら利用するに依りて生ずるものなり。

(四)保險所得 (Versicherungseink.) 是れ自然又は社會上生じ得べき危險の保證にして保険を爲すものは生産には間接に影響を及すものなりと雖も生産の結果より支拂はるゝものにして現今重要な事業となり之に對する報酬なるが故に茲に之を舉けたり。

第三節 所得と物價

自然經濟時代に於ては所得は生産物其物に依りてのみ所得するを得べしと雖も貨幣の使用後は貨幣を以て支拂はるゝに至りしが故に所得の大小強弱の如きは

物價と密接の關係を有するものたり。

物價の所得に對する影響を舉ぐれば

(イ) 所得の高低は物價の高低に從ふ、

(ロ) 所得の動搖は物價に伴ふ、

(ハ) 同種の所得の平準は物價に依りて行はる、

(ニ) 獨占代價の條件を備ふるものには獨占所得成立す、

以上の四法則は單純の場合を想像したるに過ぎずして實際に於ては物價が所得に影響し所得が物價に影響するが故に其關係甚だ複雑せり。今少しく之を細説すれば、

(甲) 物價の高低も貨物の賣高の減し或は増す事に依りて平均せらる。即ち物價高くなれば需用減じ生産を減するの必要生じ低落すれば需用増加して生産を多くするとを得故に所得に關しては餘り變動を生ぜず。

(乙) 物價の高低は生産費生計費の増減を來す。即ち物價高くなりたる爲に所得を増し得べきが如きも直に生計費が増加するが故に實際の所得は毫も變ぜざると

同じ。之を要するに所得の額を計算する標準は金錢にして貨物其物に非ざるが故に名義上の所得若しくは金錢上の所得は増加するとあるも實際上の所得は増加したりと云ふべからざるなり。然れども物價の變動は社會の各階級の所得に影響を及ぼすべきものなり。例へば物價騰貴の結果として企業の利益を増し其結果資本及勞働の必要を來し遂に資本家及勞働者の所得の増加を來すが如し。又所得の増減に依りて物價の増減を來し又は間接に所得の増減が各人の需用を變更し衣食住の三者に向て諸種の需用の増減を來すなり。

第一章 企業者の所得

第一節 企業所得の成立

企業者の所得(Unternehmereinkommen)とは資本及勞働を有利に使用するに依りて生じたる利益より得る所得にして實際に於ては企業者が同時に勞働者たり又は同時に資本家たると多し。此等の場合に企業者の得る收入は諸種の元素を含む者にして此全體を稱して所謂企業者の所得即ち營業所得(profit)となす可らず。必ずや學理上之を分析して勞働に對する報酬及資本に對する報酬の二要素が含まれる

とを觀察せざるべからず。即ち労働及資本に對する報酬を全額の収益より引去りたる差額が企業者即労働並に資本を運轉する人の所得なり。故に企業者の所得は生産費以上に物價が評價さることを必要とす。若し物價が生産費と同格なるか或け之より以下となる時は企業者の所得は皆無なり、之を營業上の損失と云ふなり。畢竟企業者が如何に労働資本を使用すべきかを貨物に對する市場の情況に依りて測定するなり故に企業者の利益は各事業に於て均一なり難し、此故に企業者の所得は投機的なりと云ふべし。蓋し利益を得るや否やは一に物價の變動に依りて影響さるればなり。

斯く生産物の價と生産費との差異に依りて企業者の所得が發生すと云ふも實際に於ては一人にて企業者たり労働者たり資本家たるが故に如何なる部分が果して企業利益を組成するやを知るに苦しむ。然れども小事業の場合例へば小農業者が農業を經營する場合に於て彼が營業資本を維持し尙ほ少許の流動資本を支出し能ふ丈け其生産物を賣却するとを得る時は其資本、労働、企業に對する報酬の間に區別をなすの必要なしと雖も、大事業の場合に於ては資本家企業家労働者は

各分れて存在するが故に其各所得の間に正當め比例を保つを必要とするに依り此等の區別生ずるなり。企業所得は常に労働及資本に對する費用を物價より減したる差額なるとは既に既きたる如くなるが此差額が多くの場合に生じ得る理由は企業家が資本家及労働者に對する經濟上の地位より生ずるなり。即ち企業者は労働及資本を購求する地位もありて常に生産物の價よりは低價に此等を買はんと欲すればなり。而して此機會に企業者間に競争ありて其企業の利益を無にするやの觀あるも企業者は決して労働及資本を買ふに物價と同額の高さを以てする程に及ばず、又此生産物の價を減するの巴を得ざる場合に於ても生産費と物價との間に差異なき程に低くするとなし。何となれば苟も物價と生産費との間に差異なきに至れば何人と雖も企業するものなきに至るべければなり。故に事業經營さるゝ場合には常に労働と資本とに要する費用以外に多少の餘剰あるものとす。况んや企業者に取りて左の利益ある條件の伴ふあるかや。

(一) 企業者は労働及資本を購求して之を相當に使用する者なるを以て將來の市場を觀察して此等に對する報酬を定むるとを得るなり。之に反して労働者及資本

家は將來の物價を判断する力を有する事を通例とす。從て労働資本が如何なる値を一生产物に關して與ふる力あるやを知らざるなり。

(二)企業の種類は法律上又は經濟上大體に制限せらる。而して企業の數少なければ益其市場に於ける勢力を有するなり。且企業者は該種の能力を必要とするに資本家又は労働者は此等の企業的知識を缺けり之れ企業者の數少なく資本家又は労働者は必ずしも然らざる所以なり。從て資本及労働の供給多きなり。

(三)企業家は利益少き時は產に企業を爲さざる事を得るも資本家労働者は比較的安全に資本及労働を賣るの己を得ざるに至る。

第二節 企業所得の高低及其平準の傾向

企業活動は生産物の代價と生產費との差なるが故に其高低は企業者が生産物を賣買する際換算せば生産手段(Produktionsmittel)即ち労働及資本を購入する際に於ける其勢力及企業者間の競争に依りて定まる云を得。然れども此場合に於て増減無致りて生産物の販路の増減需用の増減無致りて生産物の代價は定まるか故に此物價の變動を來さむる原因は盡く企業利益に關係すると勿論なり。

以上は一般の原則なりと雖も尚ほ特別の場合を考察せば

(甲)事業成否の危險

生産物の需用不確實のものなるが賣却が充分行はるゝや否や疑はしき事業なるか、若くは始めて經營するゝ事業の如きは生產費を償ふとさへも危險にして時には爲に產を失ふとあるか故に競爭者の數を減す。從て若し世人か事業の有望なるや否やを知らざるに進んで其爲すべきを洞見して成功したる時は其の利益甚だ大なりとす。故に此等の危險ある點には常に大利益伴ふなり。然れども此の危險が大利益の源なりと云はんよりも危險の爲に企業者の競争少きの致す所と云ふを可とすべし。

(乙)企業者たるに特別の資格を必要とすると

大企業の如きは最も企業者の技能を必要とするものにして一方に資本家の信任を得るに足り一方に労働者の管理宜しさを得るとは尋常人の爲し能はさる所、是企業者の競争を滅するものなるが故に企業利益の大なると勿論なり。

(丙)事業の性質不愉快なると

進歩の進歩し人類品位の増進せば不名譽なる事業若くは不愉快の事業は之を經營せんとするものなし。此亦企業者の數を減少するものにして自ら其の企業所得を大にするものなり。

(丁) 企業利益は金利の高低と密接の關係あり

金利高き時は各企業者は容易に資本を得る地位にあるか故に多くの企業者の發生を來す。但し金利が低くなりたる當時短期の間企業所得増すと雖も之は上述の理由に依りて直に企業者間の競争を生ずるか故に其の利益は減するなり。之に依じて金利高くなりたる時は一時企業所得の減少を來す傾あるも資本の供給困難となるの結果企業者の數を減し爲に企業所得増加するなり。故に金利高き間は企業利益も高く金利低き時は企業利益も低きと云ふて可なり。

(戊) 獨占事業に於ける企業所得

企業者は通常資本家及労働者に對して經濟上優者の地位にあるとは前に述べたり現中現今のトラストの如き經濟市場を獨占するものは自由に物價を定む(多少經濟上の理由に基く制限あるも)と得。之と異時に一方に於ては資本家及労

働者に對して失等の資本勞働を購買するに優勢なる勢力を有するか故に生産物の代價と生産費との差を大にするとを得即ち其企業利益は最も太なるものなり。今や吾人は進んで企業所得は常に各事業に付き差異ありて毫も平準せざるものなりや否やの問題を解釋せざるへからず。

抑も經濟上の活動は常に利を見て之に集まるを常とするか故に若し一企業にして特別の利益を生ずる時は企業者は争て之に就くに至る。其結果として企業者間の競争を生し遂に其利益を減するの止むを得ざるに至らん。斯くの如く利益あるの地に集まりて競爭する時は企業者の利益は盡く平準するに至らん。然れども此論たるや一般の論にして且長き期間の経過に依りて生ずる現象なり。即ち歴史上より企業利益の一般の趨勢を顧みれば其間に企業所得が漸々低落するを見るなり。蓋し教育の普及は企業者たる能力者を養成し資本の改良増殖は金利を低落せしむるか故に從て企業所得の減少を來すなり。

然るに或一時代を觀察せば企業所得は平準するとを得す。何となれば一の企業に於て企業所得多き場合に於ても尚ほ他人は之を知らざるとあり是其の一なり。

假令或事業の有利なるを知るも現在の資本を以て直に之を他の事業に轉する能はす是其の二なり。假令之を轉するとを得るも其の爲に生する損失は新なる事業より生する利益を以て償ふに足らざるとあり是其の三なり。又假令損失なくして資本を變更するとを得るも企業者が其の能力經驗に於て此事業に適せざるを如何せん是其の四なり。

只少しく企業を變更し得べき場合は

- (一) 企業者の特別の資格を必要とせざる場合
- (二) 資本が容易に他の事業に用ひ得べき場合

是なり要するに以上の理由あるか故に一企業者は往々損耗を感しつゝ又は他の事業の比較的有利なるを知りつゝ空しく自己の從來の業務を繼續するなり。企業家は通常資本家なると多きか故に英國の學者は企業利益なる觀念を顯はさるるものありしか故に企業利益と資本利子と混同せられ資本利子の高低は直接に企業利益の高低其ものなりと考へられしと雖も是大なる誤にして只資本利子の高低の結果か企業者の數に影響するか故に企業利益に關係を及ぼすものなる

を忘るべからず。

現今に於ては諸種の企業行はるゝに至りしか故に企業も自ら大中小の區別に分れ事業の性質が資本の形式よりも企業者的人物に多くの關係を有するものなる時は大企業家間には多少企業利益の平準を見、中小企業家間にも自ら其各部局に企業所得の平均を見る傾きあり。然れども決して大企業家の利益多ければとて之に對して中小企業家の競争を來すとなし。故に全般より通觀すれば一時代に於ては平準は行はれ易きに似て而も實際に於ては大に行はれ難きを常とす。

第三章 地代論

第一節 地代の觀念

地代とは最も廣義にして而も通俗の用語に從へば土地より生する収益の全體を云ふ。然れども之は學理上最も不正確のものにして此觀念の中には資本の利子又は労働の賃銀も含まるゝものなり。何となれば現今の土地は諸種の改良を蒙るか故に土地より生するものは土地其物の生產力に加ふるに放下したる資本の利子も含まるゝと勿論なり。且労働を加ふるの結果も土地の収益として現は

るゝか故に此意義に解すれば經濟の學理を混同せしむるの害あり。

地代は恰も勞銀又は利子か土地又は資本及び労働に對する報酬なるか如く生産三要素の一たる土地其物より生する收益にして即ち土地より生する純收益に對する報酬なり。故に通俗の所謂地代と學理上の地代と混同すべからず。アダム・スミスは之を定義して土地の使用の對價として支拂はるゝものなりと云へり。茲に云ふ土地は生産要素中労働資本と相對峙して觀察されたる土地の使用權に對する報酬なりと云ひしナリ。

第二節 地代の成立

經濟の未だ發達せざる時に於ては土地は生産の重要な部分を占むるの實勢と、重農學派の所謂土地は獨り生産の要素を爲すものにして其他の方法に依りて價増加あるとあるも斯は只現はるゝ形の増なりしのみにして價値は只費されたる丈増加するものとせられたるに即ち獨り地代か純所得を爲すものなりと觀察せられし純結果大に貴まれば後學術の進歩と經濟の實際の發達により此觀念の誤認明瞭となるに至れり。殊に Ricardo 氏に依りて地代の觀念に最も明瞭なる光彩

を放つに至れり。今氏の説を略述せん。

氏の説は地代は現に耕作さるゝ土地の肥度に差異あるに依りて生ずとの論にして即ち人口稀少にして土地比較的廣大なる時は各人は最良の土地を耕作し其間に在る地代を生ぜざるも人口漸々増加するに從て從來の生産額を以ては人類の生活を維持する能はざるより物價自然に騰貴し稍々劣等の土地を耕作するも利益あるに至る。而して生産されたる穀物は皆同一の價格を有するか故に最良地は物價騰貴の結果一層の利益を生ずるに至る。是地代となるものなりと。斯の如くにして人口増加するに従ひ是迄地代を生ぜざりし土地か尙ほ一層劣等地の耕さるゝと共に地代を生ずるに至る。斯く地代を生ぜざる土地即ち現在耕作され居る土地の中最も劣等のものを耕境 (Margin of cultivation) に在る土地と云ふ。

Ricardo の學説は一時非常なる勢力を有し學者多く之に賛せしと同時に一方に於ては非常に反對せしもの多かりき。例へば或學者は天下豈に地代なきの土地あらんやと云ふものあり。然れども是通俗の所謂地代と經濟學上の地代とを混同したるものにして如何なる土地にも地代ありと云ふとは土地の改良等に用

ひたる資本の利子か支拂はれ居るを見て之を俗語に從ひ地代と稱し此言をなせ
しなり。又或は土地は必ずしも最豊饒地か最も先に耕さるゝとは限らすと。然
れどもリカーラーは必ずしも最豊饒地と云へるに非ず種々の點より觀察して最良
なる土地が最も先に耕作さるゝと云ひしなり。

要するに予聲の見を以てすればリカーラーの説は殆んど正確なりと雖も尙ほ足ら
ざる所あるを以て少しく之を述へん。
地代を論するに當りて多くは農業に用ひらるゝ土地に付き地代の如何が觀察せ
られしと雖も地代論は土地の用法の如何に依りて多少特別の説明を必要とする
ものあり。

夫れ土地は其用法無限なりと云ふて可なりと雖も大別すれば三方法に歸着す。
即ち市街地とし農地とし又耕業地として用ひらるゝなり。

市街地としての地代と田舎の農地として又は耕業地としての地代は自ら觀察を
異にせざるべからず。市街地は稍獨占的性質を帶ぶるものにして其間に地位の
更迭の差に依りて地代發生すると雖も市街が耕地よりも土地の性質上良好なり
るを以るなり。

故に地代成立の原因を系統的 (Systematic) に説明せば

(甲) 各地の肥瘠の差

此點に關してはリカーラーの説を述へだる時に説明せしが故に茲に之を畧す。

(乙) 収益遞減の法則

一定の區域内に於て優劣ある土地數多ありとせんに其間に於ける地代は最高等
の土地と他の土地との肥瘠の差に基き新なる劣等地を耕す必要生すると共に
高くなるに至るとはリカーラーの説に依りて明らかなり。本項に於て述ぶる所は、
斯く一定の制限ある土地に於ては収益遞減法行はるゝが故に物價は益々騰貴せざ
るを得ず。例へば百日の勞働と百圓の種子肥料とを用ひて百石の米が生産され

たる場合に、収益遞減の法則に依りて後には百日 の労働、百圓の種子、肥料を以てするも僅に七十石の米を生産するに止まるべし。此場合に於ては米價は是非騰貴せざるべからざると勿論なり。而して土地の性質に依りて収益遞減法の行はるに遅速あるが故に其行はるゝ事少なく且遲きものは物價の騰貴に依りて特別の利益を受くる結果此間に地代生ずるに至るなり。

(丙) 土地の地位

土地が消費地(例へば都會)に近きと、又は運輸交通機關に依りて完全に消費地と連結せしめちるゝと否とは恰も土地に肥瘠あると同じ現象を呈す。消費地に近きわ又は消費地に連絡せる土地の生産の供給を以て尙ほ不足なる時は地勢上若くは經濟上消費地より遠き土地の生産物を仰ぐの必要を生ず。而して遠き土地より貨物を求むを得る場合は物價の騰貴の時に於てのみ行はるゝが故に地勢上經濟上消費上に近き土地は從前より物價騰貴したる丈利益を受け從て地代の發生を來するのなり。

(丁) 人口の増加特に甚しくして新地耕作及集約農法に依るも尙ほ生産物の不足を

感する時

人口増加すれば(甲)の場合に説明したる如く新地の耕作に依り之を補ふに依りて地代生じ又之に依らざる時は集約農法即ち労働及資本を多く使用して缺乏を補ふに依りて地代生ずる事は(乙)に於て説けり。而かも尙ほ未だ人口の増加甚しき時は益々生産物の騰貴するが故に地代は漸々騰貴するに至る。

以上述べたる所に依りて注意すべきは、地代の原因は物價の騰貴にして地代上りたるが爲に物價騰貴するに非るどなり。從來の供給が需用に應じ能はざるが故に經濟上不利益の状況の下にある土地を耕作しても價あるに至らしむるは、一は物價の騰貴が先づ生ずるが故なり。從て物價には地代が含まれざるとの理論も生ずるなり。

次に注意すべきは土地は限ありて収益遞減の法則は最も行はるゝが故に地代は騰貴の傾向あり。只運輸交通の機開發達して寰宇の中尙ほ未墾の地より生産物を持ち來るとを得るを以て地代は騰貴極なしと云ふとを得ず只其傾向が然るのみなり。

地代の成立及高低の存する原因は上來述べたるが如しと雖も他の經濟的現象に通有なるが如く地代にも亦習慣が大なる力を有するのみならず其力たるや最も強力なるものなり。何となれば地代の最も著しき現象を呈する場合即ち農業用の爲に借地する如き場合は借地人は資産なく教育なきに反して貸地人は資産教育等比較的完全にして常に命令者たり保護者たり若くは君主たるの状あるが故に、自由競争も行はるゝの餘地なく地代決定の母権は常に古來の習慣に基くと多し。況えや農業者は大に保守的精神に富むに於てあや。

地價と地代とは異なる。地價は土地其ものの價値にして地代は土地の使用権に対する報酬なり。地價は土地の賣却代金として土地を買ふとは土地資本 (Grundkapital) と貨幣資本 (Geldkapital) を交換するとなむ。故に土地の代價は地代と金利との比例に依りて高低するなり。金利低下すれば土地に向ての購買者増加する傾向があるが故に地價高くなり地代低落すれば土地資本を轉々として貨幣資本となすもの多様に至る。故に地代の高低は金利の高低と相關係するものなり。

第四章 利子

第一節 利子の觀念

利子とは他人の有する資本を利用するとの對價として支拂はるものなり。現今之の如き貨幣經濟時代に於ては利子は金錢を以て支拂はれ資本は貨幣を以て之を云ひ顯はずが故に利子は借用たる貨幣資本の報酬として支拂はるものなり。利子の用語に關しても亦學術上と實際上とに區別せざるからず。通俗に云ふ利子には資本使用の對價及元本喪失に對する保険料含まる。雖も保険料は之を別個に觀察せざるべからず。是通常一私人が賃金を爲す場合に此二元素を含ましめて利子を定むるよりして恰かも利子の觀念には此二要素を必要とする者の如く思惟せざると雖も此保険料的成分は寧ろ企業所得の一部を爲すものにして利子の要素に非ず。但し此場合に於て資本家が資本使用の對價以外に尚ほ保険料として幾分を請求するは其企業家としての地位より生ずる企業所得其物なり。蓋し資本家が其資本を貸付くるが如きは一の企業的行爲をなし居るものなり。利子と地代とは此等が他人の物の使用權に對する報酬なるとは一なりと雖も其成立原因に依りて異なる地代は生産費の一ならざるに利子は其一なり。地代は

廉貴の傾向あるも利子は下落の傾向へればなり。

二三二

古代に於ては利子は不正當なりとして利子を得るとを禁ぜられたるとあり。又近世に於ても或る學者は利子を以て資本家が労働の結果を奪ふものなりとせり。其理由に曰く労働者は其生計を維持するに足るべき費用の額以上に生産するとを得るも而も労銀は常に其日常の生計費を超えず。即ち労働者が労銀として受取る報酬以上に生産したる價格即ち餘剰價格 (surplusvalue) は盡く資本家に依りて吸収せらる。然れども是諸理の誤認ありとす。利子を取るとの正當なるは正義の點又經濟上の點より論斷するを得正義の點より考ふれば資本に利子を生せず其元本の消盡せざる丈の報酬生ずるに過ぎずとせば何人と雖も資本を増加するものあらざる可し。夫れ資本は貯蓄の結果なると前に述べたる所にして貯蓄は危險を冒し現在に其慾望を抑制するに依りて生ず。然るに斯る犠牲の後貯蓄したる資本が全く利子を生せず若くは元本の缺損を補ふ丈に止る時は各人は皆現在の慾望を満足せしめて後顧を爲すものなきに至らん。此故に此犠牲に對して相當の報酬をなすと正當の理なり。

經濟上より見るも又然り。資本は労働及土地と相並て生産に寄與すると勿論にして其効果の生ぜざるとなきは勿論元本の缺損を補ふて尙ほ餘剰多きものなり。例へば羊を飼養する時は漸々繁殖して其數始めに數倍するを以て見れば資本に利子の生すべきと當然なり。人或は曰はん動植物は繁殖すと雖も金銭は然らずと。是愚論の極にして金銭は動植物を代用するものなるを見れば思ひ半ばに過ぎん。又曰はん金銭は必ずしも有利に使用せられず浪費せらるゝことあり、此場合には利子を生せずと。然り其金銭の使用は無理なりしならんにも是其人の誤にして有用に使用せば當然利益あると勿論なるに其之を爲さざるに從て利子を拂はずして可なりとせば己の過失の結果を以て人に蒙らしめ自己は何の害を受けざらんとするの論にて價値なきの説たり。

第二節 利子の高低

利子なる語を通俗に解して云ふ時は資本使用の對價以外に保險料あるが故に當事者間の關係、金額の大小、國內の治亂、興亡、道德の盛衰等苟も元本喪失の危険を左右するものは大なる影響を及ぼすものなるが故に保險料的成分が其大部分を左

右するなり。然れども學理上の區別に從て利子を解すれば其高低の原因は概ね四あり。即ち

- (一) 資本の生産力
- (二) 資本の分量
- (三) 生産物の代價の高低
- (四) 勞銀及地代の高低との關係

一、資本の生産力 資本の生産力は(甲)資本其物の性質及(乙)資本の用ひらるゝ事業の如何に依りて異なる。

(甲) 資本の性質は種々あり。同しく織物用の資本なりと雖も一定の時と處とに於ける生産額には大なる差あり。例へば往昔我國に用ひられたる糸織車と紡績機械との間に大差あり。又資本の大小は其生産力に關係するものにして蒸氣機關と石油發動機との間に大差あるが如き是なり。

(乙) 資本の用ひらるゝ事業の性質より見るも上述の理由と概ね同じ。夫れ大事業は小事業に比して比較的生産を増加することは既に述べたる所なり。即ち事

業の十倍の資本を以て新た事業を經營する時は生産の結果は僅に十二倍又は十三倍甚しきに至ては廿倍に增加するとあり。故に大事業に投せられたる資本の効力大なると明かなり。又農業と工業とに於て多くの場合に工業に用ひらるゝ資本か其効果多きか如く新聞の事業は利多くして舊事業は少きが如き、其他諸種事業の性質に從て資本の効用に差異あると明かなり。

上述の理由に由り資本の生産に及ぼす効果大なる場合に於ては資本に對する需用多きが故に利子も自ら高からざるを得ず。

二、夫れ利子の高低生ずるには資本の生産力が重なる部分を占むること勿論なりと雖も利子の定まるは各特定の事業に用ひられて生じ得べき結果より考察さるゝに非す。企業者の多數が資本の使用の對價として支拂ふを得る力と資本を供給せんとするものゝ提供する分量との關係的事情より決定せらるるなり。新聞の國、而も商工業の勃興せんとする國に於て利子の高きは全く資本の需用に對して供給の少きに歸因するなり。之に反して現今の所謂文明國に於ては資本非常に増殖されたるが故に利子は漸々低落せんとするの狀あるとは

識者の既に知る所なり。然れども未開の國と文明國とに於ける利子の差を以て直に資本の生産力及資本に對する供給の差異とすべからず。何となれば未開國に於ては其利子と稱するものの中に保險料が大部分を占むるとあるを以てなり。今文明國には資本の供給多しと云へり、然れども是概説のみ其國民の貯蓄心に富めると勉強心あると、智慾の發達は資本の供給に大影響あるものなり。

三、利子は他の勞銀、地代と共に生産物の代價より支拂はるゝ故に生産物の代價騰貴する時は、企業者は資本に向て需用を増進し其競争の結果利子の騰貴を來すなり。之に反して代價下落する時は企業者の利益少く爲に資本に對する需用減少するか故に金利の低減を生ずるなり。

四、勞銀及地代の高低との關係

利子、勞銀及地代は企業者が其生産物の代價より支拂ふべき資本家、労働者、土地所有者に對する報酬なり。故に此三者は相關的關係を有するものにして一が重ければ一は輕からざるを得ず。即ち物價騰貴の爲に三者皆騰貴するとあり

得べしと雖も、物價が一定の地位を保てる場合に於て勞銀騰貴するか又は地代增加するか、或は地代勞銀共に騰貴する時は企業家は其の企業利益を低ぶするか又は金利を低ぶせざるを得ず。而して何人と雖も無益に行動するを好まさるべく且既に述べたるか如く企業者は資本家労働者等に對して優勢の地位を占むるか故に勞ひ金利の低落を來さるを得ざるなり。

是に於てか金利の最高限及最低限の問題生するなり。固より經濟上の問題は他の科學殊に數學に於けるか如く一定の數を以て限界を定むるとを得ずと雖も、理論上其高低の限度を定むること難きに非す。即ち金利の最低限とは金利か其以下に低落するとあれは資本の貯蓄及貸借が消滅すべき情勢にある場合を云ひ、最高限とは生産より生したる収益と金利と均しき場合即ち収益が悉く資本家の手に歸する場合なり。

第五章 勞働の報酬を論す

第一節 緒論

労働に對する報酬か所得の一形式をなすとは前に述べたるか如し。而して單に

労働の報酬と云ふも是又學理上より分析して種類を定め以て其間に存する經濟的法則と現象とを究めざるへからず。

抑も一の仕事を爲すに當りて労働を使用するには之を他人をして支配せしむるどあり、又は自己が其事業に向て動作するとあり。前者は企業者との契約に依り後者は然らず。後者は労働者たる資格に加ふるに企業者たる資格を併有す、前者は労働者たる資格を有するのみ。

通俗の所謂労働の所得には、労働者たる資格と企業者たる資格とに依りて生する報酬が含まれるが故に之を以て單純なる労銀即生産三要素の一に對する純粹なる報酬として觀察すへからず。況んや此場合に於ては資本に對する利子の含まる事多きに於てをや。例へば醫士の報酬は企業家としての報酬と單純なる労働の報酬と並び存し、當家に對する報酬には其資本に對する利子、企業利益、及労銀の三者か其成分となすか如し。

労働者か契約に依りて他人に自己の労働を作用せしむる場合の報酬には諸種あります。先づ之を大別すれば公法上の労働の報酬及私法上の労働の報酬是なり。公

法上の労働の報酬は官吏、公吏の報酬にして此等は嚴格なる法理より云へば毫も労働の報酬なる名稱を下し得へからずと雖も、經濟上より觀察すれば報酬と均しく觀るとを得。併し尙ほ經濟の一般の理論を以て律すへからざるか故に、暫く之を公法上の労銀と稱し其私法上の労働と區別して後者の眞義を明にせんとす。

公法上の労働の報酬に於ては所得の類及其之を得る條件は悉く法律を以て明定せられ私法上の労銀に於ける如く當事者の自由の契約を容れず。又公法上の關係に於ては法律上労務を提供すべき者の一身を以て國家に捧くべきものなるか故に其労働に向て一定の範囲なし。之に反して私法上に於ては労働の範囲、分量は契約に依りて定まる。一は無限を以て原則とし一は制限を以て本則とす。故に公法上の場合は労銀の如き形あるも労働の範囲及分量に根據するとなく而して私法上の労銀に於ては全く之に基くなり。是故に公法上の労銀は經濟學上殆んど之を論究するの要なし。只私法上の労銀に付ては最も詳密なる觀察を必要とするものなり。

私法上の勞銀は當事者の自由なる契約に基くものなり。其種類は精神上の労働

を必要とする。又は、精神上の勞働を必要とする。精神上の勞働を必要とする場合に於ても事業管理の能力技術指揮の技能を目的とする場合あり。肉体上の勞働に付ても或特別の人を目的とするものあり。又然らざるものあり。或特別の人を目的とするものとは例へば、鐵工、刀鍛冶の如く一定の人の勞働を主とするものなり。

是等の諸種の勞働に對する報酬の如きは通常之を勞銀と云はすして、俸給又は給料と稱し、其他の下級勞働者の勞働に對する報酬を勞銀と稱す。同しく是れ勞働に對する報酬なりと雖も、經濟學上特別に論究を必要とするものは所謂勞銀の問題なり。何となれば俸給又は給料を受取るを得べきものは社會上既に相當の地位と名譽を有し、且其數は比較的に云へば極て僅少なり。之に反して勞銀を受取る所謂勞働者なるものは、其數極めて多く社會の大半を占め其地位は下層にありて名譽なく、資産なく、而して其地位を高むるを得ざるの罪は必ずしも其一個人の實に據すべきものに非す。寧ろ現今の社會的經濟的組織の不完全なるに出るを多く就中學者の所謂工業經濟時代に於て其度激甚ならんとするに當りては大

に攻究を要すへきことたり。故に余は重に通俗に所謂勞働者の勞働に對する報酬即労銀に付き之を述べん。

尚ほ茲に注意すべきは、企業者の所得と勞働者の得る所得との差異なり。人或は企業者の行為も一の勞働なり、所謂勞働者の勞働も亦然り、故に企業者の所得と勞働者の所得とを區別する必要なからんとは誤れり。企業者の行為は所謂生産の三要素たる資本、勞働、自然の三者の上に立つものなり、勞働者の行為は資本及自然と對立するものなり。企業的行為は主働的にして、資本、勞働及自然は受働的なり、生理學若くは物理學上の觀察よりする時は、勞働者の勞働と企業者の行為は均しく之を勞働と稱するとを得ん、而かも經濟的觀念より云へば、大に異なるなり。況んや前に云へる如き理由に依り、企業者と勞働者は其地位、勢望及其數に於て異なる所あるに於てをや。之を要するに、勞働とは勞働の使用に對する報酬にして、余は今下層の勞働者に向て支拂はるものに付き専ら論究する所あらんとす。

第二節 勞銀支拂の形式を論ず

勞銀の支拂はるゝ形式を大別せば、貨幣を以てするものの生産物を以てするもの及

一部は貨幣を以てし、一部は貨物を以てする折衷的性質を帶ふるもの、是なり。然れども此の折衷的のものは別に論するの要なく、貨幣を以てするものと生産物を以てするもののみ説明せば自ら明瞭となるに至らん。

第一款 生産物支拂法

此法は貨幣の使用盛ならざる處に行はるゝ形式にして所謂物々交換の時代は勿論尚進歩せる經濟社會に於ても行はれたるとあり。現今に於ても農業、漁業及鑛業に實行さるゝを見るなり。

抑も、勞銀の支拂はるゝ形式は本と便宜に基くものなるか故に生産物支拂法存する所以なり。詳言せば勞働者は其勞働に對する報酬に衣食するものなるか故に、其需用品たる農産物、水產物を以て支拂はるゝは、貨幣を得て後ち之を以て更に日需品を購買するの勞あるに勝れり。然るに鑛業に尙ほ其生産物を以てするの實例あるは上述の理由に基かざるか如し。蓋し鑛業の生産物は直接に勞働者の需用するものに非ればなり。實に鑛業に於ては現今生産物支拂は甚だ減少せりと雖も尙ほ他の事業より比較的此方法行はるゝは全く鑛業の生産物は貴金属、寶石、

の如きものにして、貨幣的性質即ち高價なること、貯蓄し易きこと、運搬に易きこと等の諸性質あるか故に、勞働者は之を以て支拂を受くるは貨幣を以てせらるゝに拘しき、敷用を感ずれはなり。

要するに生産物支拂法は、凡ての事業に適用して不可なるのみならず、専ろ有害なるとありと雖も、農業に於ては大に利あり。是現今盛に此法の存するを見る所以なり。其の重なる理由は左の如し。

- (一) 農夫は保守的精神に富み舊慣を重んすると
 - (二) 貨幣の通用額が田舎に於て少きと而して農業は田舎に於て行はる
 - (三) 生産物は農夫の日需品なると
- 今少しく生産物支拂法の實例を述べんに米國に於ては戦争後漸々奴隸を解放し一定の田地を彼等に貸與して耕作せしめ收穫の一半を地主が取得し、殘る一半を其耕作者の所得とせり。英國に於ては此方法充分に行はれず、佛國に於ては耕地の三割以上は收穫物配分の制にて耕作され、其最も行はるゝは西歐及南歐の諸國なりと云ふ。

我國に於ては最も盛に行はれ往時の三公七民若くは四公六民の制は勿論、現今に於ても小作料は其生産物たる米麥等を以てすると人の皆知る所なり。

漁業に於ても從來の如く小企業に依りて行はれたる時は其得たる魚類の配分に依りて行はる。只大事業に依りて行はれたる場合に其漁夫に一定の給金を與ふるをありと雖も之すら稀なる事に屬せり。我國に於ては概ね魚類を以て分配を行なすが、總房の地西南の海皆此方法の實現を見ることを得ん。

鐵業に於ては英國に於て實行されたるとは學者の著書に於て知るとを得れとも、我國に於ては殆ど之を見ず。只粗笨なる方法に依りて少數人か採鐵を爲す場合に行はるゝとあるも、殆ど云ふに足らす。

生産物支拂法は他の方法に於ける如く諸種の利害あるものとす。

(一) 生産物は貨幣の便なるに如かず。何となれば生産物を以て支拂を受くるに當り其額たるや僅少にして次の支拂時期迄に消費し盡し得へき時は貨幣を以てするの必要なしと雖も労働の效果増加し労銀を貴からしむるに至る時は多少貯蓄の必要を生す。而して労銀の額たるや必ずしも自己の一身の必須の費用のみ

ならず將來の健康を維持し老後の費用として豫め貯ふるを得へき額を受取るを通例とするか故に必ず貯蓄の必要を生す。而して貨物は貯蓄に不便にして貨幣は貯蓄に便なるは勿論労働者が欲する時と處とに於て其の欲する丈の分量の貨物と交換するを得るか故に貨幣の便に如かず。且生産物を以て支拂を受たる時は之を賣却せんと欲するも労働者は市場の相場を知らず、且適當なる需用者を見出すを得ずして棄賣をなすの已を得さるとあり。是労働者に取りて大なる不利益なり。

(二) 生産物支拂は労働の効職を増す。貨幣を以て支拂はるゝ場合は労働者は其の生産物の良否に向て直接の利害の關係を有せず。之に反して生産物を以て支拂はるゝ場合に於ては労働者は其の生産物の良好なるは結局實際上自己の貨銀の増したると同一結果を生ずればなり。

(三) 地主と労働者との關係を親密ならしむ。生産物分配法は收穫と自己の得る部分とは常に同比例を以て地主と労働者とに分たるか故に他の工業に於ける如く労働者の知らざるに企業家が獨り特別の利益を得るとの猜疑心を抱くとなし。

第二款 貨幣支拂法

物々交換の時代に於ては貨幣を以て支拂ふとを得す、又農業、商業、漁業の如き原始産業(Urproduktion)と稱せらるゝものには生産物支拂法行はるゝと前述の如し。此等の外即ち其重なる場合たる工業に於ては工業の製作品を以て支拂ふ事は労働者に向ては殆ど何の利益もなく其得たる物は直接に自己の需用するものにあらず、之を賣却して金を得更に之を以て日常の需用を満足せしめざるからす、是豈大なる不便にあらずや。就中工業は現今交通の進歩と共に市場に近き處(經濟上)に依りて經營せらるゝか故に貨幣の使用充分に行はる、從て貨幣支拂の行はるゝと當然と云ふべし。此實例は吾人か一々指摘するを要せず常に目撃する處なれはなり。

生産物其の他金銭外のものを以て支拂はるゝ勞銀を自然勞銀(Natural Lohn; Natural wages)と稱し、貨幣を以て支拂はるゝものを貨幣勞銀(Monetary wages)とす。此區別は最も必要なり、何となれば貨幣以外の貨物を以て支拂はるゝものは常に其の名義上の額と實際上の額とに變動なければならぬ。例へば勞銀を一日米一石と定めたり

とせんと其労働者に満足を與ふる點即ち客觀的交換價値は一なりと雖も貨幣勞銀は名義上の額と實際上の額とは大に異れり。又同様一圓の收入に於ても其購買力の變動に依りて實際に於ては大なる差異を生す。故に名義上は同様も實際上に於ては勞銀は高低せるとあり。

是を以て學者或は勞銀を區別して名義上の勞銀(Nonius Lohn; Nominal wages)及實際上の勞銀(Real Lohn; real wages)の二とするものあり。名義上の勞銀とは勞銀の額の名稱に付て云ふものにして實際上の價値如何を問はざるなり。實際上の勞銀とは労働者か之に依りて受くる利益を標準として觀察するものなり。故に名義上の勞銀は貨幣勞銀と均しく實際上の勞銀は自然勞銀と均しき點あり、何となれば貨幣の額は實際上労働者か之に依りて得る利益を表示し盡さるを以てなり。然れども所謂名義上の勞銀と實際上の勞銀との區別を以て、全然貨幣勞銀と自然勞銀の區別と同一なりとするとは少く誤れり、何となれば二者は觀察を異にするものなれはなり。即ち同様く貨幣勞銀なりと雖も之を名義上と實際上の勞銀と區別して觀察するとを得られはなり。例へば勞銀一日に一圓なりと云ふも今日

と明日とは名義上の勞銀は一なりと雖も實際上の勞銀は往々異なるとあり。何となれば今日の一圓の購買力は米一斗なる場合に明日の購買力は米一斗五升なるをより即ち名義上の勞銀は同しきも實際上の勞銀は膨脹せるとあれはなり。又自然勞銀の場合に於ても其收入繼續的ならざる時は名義上の勞銀高きも結局實際に於ては低きとあり。

之を要するに名義上の勞銀と實際上の勞銀との區別は一定の勞銀に關して勞働者の感する價值の度合を標準とし、貨幣勞銀自然勞銀の區別は勞銀の支拂はるゝ形式の區別なり、故に二者混同すべきにあらず。只貨幣勞銀は其額のみを考察せず單に名義をのみ現はすに過ぎず自然勞銀は實際上の勞銀を現はすと通常なるを以て實際に於ては之を同一に觀察しても大差なきに過ぎざるのみ。

右に述べたる理論は前に所得の形式を説くに當り貨幣所得、實物所得及名義上の所得實際上の所得の區別に適用するとを得。余は前に煩を避けて大体に説述せしる過ぎざるか故に本段に於て稍正確に理論上の區別をなせり。

以下尙ほ名義上の給料と實際上の給料の一致せざる理由を示さん。

(一) 貨幣勞銀の行はるゝに至りしは、貨幣を以て支拂はるゝ時は貨幣の購買力如何に依りて實際上の勞銀に變動あり。又生産物を以て支拂はるゝときは此區別は無要なり。

(二) 勞働の繼續なると否と、勞働の機會常に存し繼續的性質を帶ふるものなる時村甚然らざる場合に比し名義上低き勞銀を受るも尚實際上は同しきとあか。殊に勞働力を永續する場合に於ては其然らざる場合に比し大に實際上多くの勞銀を拂るに均し。

第三節 勞銀支拂の方法

前節に於て述べたる勞銀支拂の形式も亦廣義の支拂方法と云ふことを得れとも、餘は形式と方法とを區別して、前節に於ては何に依りて勞銀は支拂はるゝかを論じ、本節に於ては其支拂の目的となる物を如何なる方法を以て支拂ひ其が如何なる經濟上の効益あるやを述べんとする。故に本節に述べる所は貨幣勞銀並に自然勞銀の支拂に適用すべき方法を考究するなり。

夫れ歐洲各國に於て文明の進歩は生産時代より起りて分配時代に至り、經濟學も

亦生産に關する學理より變して分配に關する學理の攻究を目的とするに至れり。例へば資本家主義の學說は資本欠乏の時に生し分配に關する原理は資本増殖の結果より起きたると經濟史並に經濟學史の明かに證する所たり。是分配論の經濟學上最も重なる部分に屬する所以にして就中社會の多數を占むる労働者と對する配分の公正なると否とは社會全般の氣運の消長に關するものなるか故に最も慎重の觀察を必要とす。

第一、時間拂勞銀及出來高拂勞銀

時間拂勞銀とは労働時間、標準として其長短に依りて労銀の額を定むるものなり。出來高拂勞銀とは出來高に應して労銀を支拂ふものなり。前者は労働者に利益ありと雖も雇主には不利なり、何となれば労働者は其時間丈相當の労働をなせば特別の勵精を必要とせず、而して雇主は労働者監督を充分にするを得ざるか故に労働者を充分に働かしむるを得ざればなり。之に反して仕事高拂勞銀は労働者に不利にして雇主に利なり、何となれば雇主は其の生産額に應して労銀を支拂ふは容易のとにして労働者は必ず生産を多くせされは高き労銀を得る能はざ得ざればなら。

此は也。時間拂勞銀は精巧を要する事業には最も適當せり何となれば労働者は生産額を増加するの必要なきか故に其働くと欲する時は充分に精力を用るとを得るも出來高拂に於ては成功を急く以て勢ひ精巧を期すへからず。

尚ほ出來高拂勞銀に於ては生産物と労働者との關係明なる場合に於てのみ適用あり。今日の如き分業の時代に於ては一の生産物は數人の手に依りて行はるゝか故に各労働者に取りて其仕事高に比例して労銀を與ふるとを得ると多し。我國め炭坑に於ては仕事高拂勞銀法適用せらる之れ舊義心名譽心に薄き坑夫は充分に監督するを得ざるが爲め一定の時間働きたりと云ふも其眞偽を確むるを得ざればなら。

第二、賞與法

賞與法は生産物の品位を高むる爲に其品質の良好なるに從て通常の労銀外に特別の賞與を與ふるとあり。又は生産費を成るべく少からしめん爲に原料其他の資本を節約したるとの賞與として労銀の臨時追加をなすとあり。或は精闢の賞與を與ふるとあり、或は賣上高の一部を給與して労働者の勤勉力を増進するも

のあり。瑞西に於ては陶器製造業、紡績工場等に其實例を見るを得るのみならず、我國に於ても銀行、商會等に廣く此法行はれ月給以外に一定の勘定期に於て真大の賞與を與ふると多し。

第三、平準法(Sliding Scale)

此方法は労銀の額が生産物の相場に從て變動するものにして恰も水の動搖して平準に近づくか如き傾あるか故に此名あり。然るに生産物の價は常に變動するものなるか故に先づ標準價を定め此時に於ける労銀額を標準勞銀と稱す。而して標準價以上若干まで上りたる時は労銀は標準勞銀以上に高くするものとす。若し又標準價以下若干まで下りたる時は標準勞銀より若干額減少せしむるものとす。

此法は時め相場に從て變更する彈力ある労銀支拂方法なりと雖も標準價も亦時として變更せざるを得ず。且之を變更するに付ては雇主と労働者と相談するとを必要とするに依り其都度二者の間に諸種の爭論生するの嫌あるか故に餘り良好の制と云ひ難し。英米の石炭坑に於て此方法の實行せられたるを見る。

第四、利潤分配法

此方法は事業の利益の幾分を労働者に給與するものなり。此法の良好なると勿論なりと雖も我國に於ては未だ充分に行はれず。只我慣行のものは賞與金として幾分を附與するものなりと雖も、此法に於ける如く資本、利子及企業利益の一部を離れて其差割を労働者に與ふると云ふ如き制度なきなり。歐洲に於ても漸々近世の労働問題の起るに従ひ稍此法の用ひらるゝを見るも尙ほ特別なる慈善的企業家に依りて實行せらるゝのみ。此法を實行したる顯著なる例は巴里オルレヤン鐵道會社なり。先づ株主に對し八分の配當をなし尙ほ利潤ある時は之を労働者の各階級に從て分配するなり。而して此特別の配當は之を正金にて與ふるもあり或は一部を正金にて與へ他は悉く強制して預金せしむるとあり。後更に改革して各労働者の労銀年額の一割丈は強制貯蓄をなさしめ尙ほ與ふべきものある時は年額の七分迄を正金にて渡せりと云ふ。

第四節 労銀の高低の原因を論す

労銀の高低も亦他の利子地代等に於ける如く一般の原因と特別の原因との二あ

り。今一般に労銀の高低を左右する原因を論すべし。

抑も労銀は労働の使用に對する報酬なるか故に、殆も貨物の價の如く労働の需用供給の原則に依りて定まると勿論なり。何をか労働の需用供給と云ふや曰く労働を需用する企業者の數又は事業の數は是其需用にして労働者の數は其供給なり。然れども此等の需用供給を左右するの原因は諸種あり。本節に於ては只一般の觀察をなすに止め後節に於て各職業に關し労銀の異なる理由を述べん。

一、労働者の生計費

二、事業の有望なると否と

三、労働者に關する疾病、死亡及移住

四、労働の效果

五、慣習

(一) 物價は生産費に因り定まるとの原則の如く労銀が生計費以下に下落する時は労働者の數減少するか故に結局労銀の増加を來すなり。労働者の生計費なる語は比較的にして一定不變の額を顯はす者に非す。寒國又は溫暖地方若くは豊饒

なる地と荒廢せる地とを比較する時は生計費に大なる差異あり。豊饒なる地に於ては衣食に充分なる満足を得易く、荒蕪の地に於ては然らず。暖國は僅少の衣、簡單なる服を以て足ると雖も、寒國に於ては然らず、從て労銀の額に於ても大に異なるとあり。且労働者個人の生活を維持する費用以外に其家族を養ひ、又は其地位的慾望を満足せしむるに足るの費用の合計は現今之を以て労銀の最低額と見らるゝに至りしか故に、文明の差に従て生計の程度に差異を生し遂に労銀の差等を生ずるなり。彼の Ricardo の所謂「労銀鐵則」(Iron law of wages; Drs Eherne Lohn G.) とは労働者の數は増加するか故に益々其極端の生計費即ち漸く労働者一個人を維持する額に近づく傾向ありとの説なり。然れ共實際に於ては必ずしも生計費は極端に達するとなく益増進し労働者の地位高まるとの實證を見ると、あり故に此の鐵則は既に敗滅に歸せり。何となれば労働者其者の生計を維持するに足るのみなる時は労働力か疾病其他衰弱に依りて直に繼續せられざるに至り、且其子孫繁榮せざるか故に労銀は常に労働者一個人の最低生計費より幾分か多きとを當とす。且他の方面より觀察するも尙ほ其然るを見るなり。何となれば労銀鐵則

に従へば必須の生計費より一時高まるとありと雖も直に労働者の數を増加し競争を惹起し再び最低の生計費に近づくに至るとの説なるも、一旦必須の生計費以上に上る時は算餘分の労銀は如何に使用されるかを研究せは自ら其説の不完全なる点を發見するとを得へし即ち其使用の方法は一は生計の程度の増進を來し、一は生計の程度を高むるどなくして結婚を多くするとなり。

生計の程度増進とは例へば先づ良好の衣食を得、尚ほ精神上の教養(技術上、道徳上)を受くるを得るか故に労働の効率加はり労銀の下落を來すとなし。之に反し生計の程度は高まるとなくして單に結婚の數増加するに至る時は労銀鐵則の行はるゝ傾向なきに非す。労銀鐵則に依れば労銀増加の結果は常に此後の場合に於る結果を生ずとの説にして生計程度の改良せられたる場合を見ざるの迂論なり。人或は労銀増加の結果は生計程度の改良生ずるとなく假令改良せらるとするを考へ甚だ構なる場合に屬し多くの場合に於ては結婚の數増加に終る故に労銀鐵則は原則として動かすべからるものなりと。是實際を知らざる迂論なり。今之を體證せんに英蘭にては十八世紀の後半に於て英國經濟社會の急激の進歩とは僅かに五ペソスなりしと云ふ

夫労銀の需用増加し労銀爲に騰貴して其結果は大に労働者の生計の程度を豊かならしめ世界中労銀は比較的高價を維持せり。之に反して愛蘭にては生計の程度を高むるどなくして結婚の數を増加したるか故に労銀は一時上りしも遂に再び下落せり。前者に於ては中等の日給廿乃至廿四ペソスなりし處後者に於ては僅かに五ペソスなりしと云ふ

要するに労銀増加しても再び下落するや否やは國民の性質、智育等に關するものにして高等なる人種は其生計を一步々々に増進し其地位益改良せらるに至るなり。是教育宗教の必要なる所以なり。

生計費は物價の下落に依りて減少するとあり。此場合に於て労働者か其生計の程度増進すれば労銀には何等の變化なしと雖も然らさる時は労銀の下落を免れず。若し又物價騰貴したる場合に労銀が既に必須の生計費の額に近づきし時は勢ひ労銀は高まらざるを得ず。此物價の高下が労働者に及ぼす影響如何を見るに當初に於ては物價下落の結果は良好にして物價騰貴は労働者をして大に困難せしむ。

(二) 事業有望なる時は企業利益多きか故に労働に對する報酬も増加するは勿論なり、之に反して事業沈靜の時は労働者に對する需用減少するなり。新聞國例へは米國の如きは山川沼澤到る處に在り事業一として成功せざるものなきか故に労働の需用多く之に反して其供給甚た少きを以て労銀が最も高きと當然のとたり。抑も事業有望なる時は二の方面より労銀を高からしむ。一は事業の勃興より来るもの一は企業家の労銀支拂力 (Zahlungs Kraft) 強きと之なり。事業有望なる時は薄利に甘したりし者も進んで其業に就くに至り又資本家も單に金利を得るを以て目的とせず企業をなすに至るべし是労働に對して需用を増加する所以なり。又事業の利益多き時は企業利益も多きか故に労働に向て高賃銀を支拂ふと得るなり。

(三) 傳染病流行の際は下層の労働者には最も疾病多く死亡も之に伴ふか故に一時急激に労働の供給を少くするとあり。又他國に移住行はるゝ時は労働の供給を減少すると著し。殊に移住は通常一國の壯丁に依りて行はるゝものなるか故に労働の供給に大影響を及ぼすものなり。英國の隆盛は西歐のブリタニヤ宗派に

屬する聖公なる労働者の移住に由り、米國も亦其宗派の移住に由るに非ずや。故に移民政策の如きは國民の移住に由りて外國に勢力を張ると同時に内國に於ては労働者の慘酷なる競争を避くるとを得るか故に一舉兩得の策たり。

(四) 労働の効果の大小は労銀に大影響あり。労銀の高きは名義上は甚た高きに過ぎるの感あるも尙ほ労働の効果著しきか故に實際上に於ては却て低きとあり。故に企業家は労働の効驗增加するに從て労銀を増すに客ならざるなり。英米の労働者の報酬高き所以のものは生計の程度、慣習の力等諸種の原因も與て力ありと雖も尚ほ其技能と勤勉力あるか故に労働の効驗著しきに由るものと云ふべし。

(五) 慣習の經濟的現象に影響すると大なるは既に數々前に述べたり。労銀に對しても亦然り。是労働者は世界の大勢は勿論市場の形勢をすら熟知せざるが故に慣習に從て労銀を支拂はるれば多く満足するものなればなり。農業の如き保守的事業に於ては殊に然りとす。

第五節 労銀基金説

労銀基金説はマルサスの人口論に胚胎しミル (Mill) 氏に依りて主張されたるもの

なり。其説に曰く「勞銀は勞働に支拂ふ爲に確定されたる基金を増加するか又は勞働者の數を減少するに非されば高まるとを得ず、之に反して此基金減少するか又は勞働者の數増加するに非されば減少せす」と云ふにあり。

所謂基金とは活動資本にして勞働者に支拂はるゝ爲に存する一定時に於ける確定資本の意義なり。

此説に據れば勞銀を支配する根本は勞銀基金と勞働者の數にして其他の原因は只一時一方の勞銀を高むるに止まり而かる其と同時に他の職業に於ける勞銀を低めしむる者なるか故に一般に勞銀を高むる所以に非すとせり。然れ共勞銀は資本より支拂はるゝものに非す生産の結果より分配せらるゝものなり。固より外形より見れば勞銀は生産に先だちて支拂はるゝ如きも是只勞働に對する報酬を前進するに過ぎずして實際は資本より支拂はるゝものにあらず。從て所謂基金なるものが認め存在するものに非す勞働者が生産に幾何の効果を與ふるやに係り否察れるなり。

是の勞銀基金と本キル事業の好望なるを見且つ企業利益増加する時は享有手段

と見て消費されたるゝし部分も市場に出現す而して之を勞銀支拂に用ひらるとあるが故に所謂基金と稱せらるゝものも一定せず從て基金なる名稱を附し難し。新しく基金變動限りなきものとすれば假令各時期を想像して其時に勞銀基金存する云ふも是眞に空想空論にして何等の價値をも見出さるなり。

第六節 各種の職業に付勞銀の差ある理由

前節に於ては只一般に或一の職業に付き其者に關する勞銀が如何に高低するやを述べるものにして本節に於ては職業と職業との間に勞銀の差異ある所以の理を説明せんとするなり。

(一) 特別の技能を要する勞働

斯る勞働より生ずる効果は通常の勞働に比し大なる利益を來すものなるが故に之に向ての需用增加するのみならず是等の勞働者も多からざるを以て勞ひ勞銀は高からざるを得ざるなり。時に或は斯る勞働の需用さるゝ事業の範囲は小なるもあるも斯る事業は其競争者少く企業利益も大なるが故に企業者の支拂力大なるを以て勞銀は高きことを得るなり。例へば葡萄園の園丁は通常の農夫よりも

高き労銀を得、書家の労銀は「ベンキ塗」の労働よりも高きが如し。此等特別技能に對する報酬は幾分か習得費に對する金利とも含むものなると見るを得べし。何となれば此特別の技能を習熟する迄には多くの資本を費して成るものにして現在の状態は恰も貯蓄されたる資本の形を備ふればなり。尙ほ進んで考ふれば此等の労働者は其業を習得して就職するに至る迄の費用の補償をも要するものにして此額も亦含まれるものと云ふとを得べし。

(二) 労働に付ての危険

労働をなすに當り之に伴ふ危險大なる時は恰も事業の成功するや否やが企業者の企業利益を多からしむる如く其危險に對する保険料として高き労銀を得べきと明かなり。例へば石炭礦に出入する労働者が良き労銀を受取るが如し。且つ此等の労働に於ては労働者の數減少するが故に競争少く勢ひ労銀をして高からしむるなり。然れども人は自負心強く殊に青年に於て然るが故に此危險を危険とせざると多く却て冒險を以て名譽とするとあり從て保険料の額も少くして足る理由なるに依り労銀必ずしも大ならざるとあり。

(三) 事業に付ての感情

尙ほ經濟上より觀たる危險に付て云へば労働者は時として其労働をなし得べか始終るとあり。斯る時は労働を爲す時に當り他日労働し能はざる時の生計費を打算するが故に其労銀は高からざるを得ず。左官、家根屋の如きものゝ給金は此類なり。

第七節 同盟罷工を論ず

労銀基金説の誤りなるとは理論上より明かなりと雖も労銀の増加は資本増加して企業利益高まり労働の効率著からずんば到底望むべきとに非ず。然れども企業家又は資本家は労銀を増加し得べき状態にありても尙ほ労銀を高むるとを敢

てせざるとあり。此場合に於て労働者は企業家に労銀の増加を迫るの必要あり、其方針として専ら行はるものには同盟罷工是なり。

然れども同盟罷工に依りて其目的を達すると甚だ難く假令之を達すると雖も同盟罷工の間失ひたるものを増加されたる労銀に依りて償ふ能はざるとなしとせず。何となれば労働者の數は多くして企業家の數は少し。一は協同に困難にして一は反抗的同盟に容易なり。一は生計を維持するに困難にして一は只特別の利益を得る能ざるに過ぎず。強弱の勢既に大に異なれり、労働者が目的を達するを得ざる惘然とあらざるなり。彼の千八百五十三年英國アーレストンに於ける紡績業者の同盟罷工に於ては労働者の失ふ所のもれ三十五万七千磅に達したるに金額は實に十六万五千磅を失ふに過ぎざりしと云ふ。其他斯る實例特に多し。故に英國に於ては早くより職工組合(Trade Union)なるもの組織され平生幾分の儲金をなして同盟罷工の際に之に衣食して以て企業家と對戦するの準備をなせり。此組合は其組合員を保護するのみなるか故に其利益の範囲廣からざるも尚ほ其組織を擴張して労銀を高むるを得べき力を有することあり。此組織に依れば組合

に經濟事情調査委員を置き労銀を高め得べき經濟狀態の存するや否やを調査して運動するが故に此目的を達すると容易なるなり。

第六章 保険を論ず

第一節 保険の觀念

宇宙の法則は一定せり、其現象は然らず。蓋し宇宙の法則は有爲轉變を以て定則とすればなり。人生も此變轉の渦中に浮沈するが故に晨に巨萬の富を得て夕に之を失ふとあり。老少不定の差別の見地よりすれば確に眞理なり。是に於てか其損失、凋落に對する危険の度を少からしめんとするは人の自然の情性に非ずや。是保険なる經濟的行爲の生ずる所以なり。

然れども危險は常に各人に同様に同比例を以て來るものにあらず。只大體に於て大量觀察(Massen Beobachtung)を爲すは其間に平均せる危険の度の存するを觀るなり。例へば日本人の平均年齢は幾何歐米人は若干なりとの推測を下すと得るが如し。又火事は月に平均何回、焼失家屋は平均何戸なりと云ふが如し。危險が或人に向て起りたる場合に之を補償するものを保險人と稱し、保險せらる

るものと被保険人と云ふ。被保険人は保険者に對して保険されたる額(保険金額)の幾分を豫め支拂はざるべからず。其保険料を定むるの率は危險の大小、危險の強弱の度合に依りて異なるなり。

保險の種類は甚だ多し。苟くも吾人の財産若くは生命に對する危險ある以上は其に從て保險の存し得ると明かなり。只統計術及統計學の不進歩の結果として大量觀察充分行はれざるものなるが故に實際に於て行はれ居るもの餘り多からざるのみ。其最も通例なるは生命保險及火災保險にして、生命保險とは各人の生命に關して或る危險の豫防をなすに出つるなり。之には養老保險若くは死亡保險等あり。又陸上保險、海上保險の別あり。一は海上に於ける危險に對するものにして、一は陸上に於ける危險に對するものなり。多くは運搬等に際しての危險に對して保險するものなり。

保險は企業の方法より觀察するとを得。一は營業保險(Versicherungs Unternehmung)と云ひ、一は相互保險(Genossenschaftliche Gegenseitigkeits Versich.)是なり。前者に於ては保險者と被保險者は別の人格なるに後者に於ては保險者は一つの組合を爲し

同時に相互通に保險せらるゝなり。故に前者の場合は危險の平均よりも實際に於て多くの危險發生したる時は、企業者たる他人の損耗に歸し若し又平均よりも實際上少數の危險生じたる時は、企業者は大に利益するなり、蓋し此場合に於ては保險料一定するを以てなり。之に反して後者の保險料は一定せず平均以上に危險多く發生したる時は保險料を高くし平均以下なる時は保險料を減少することあり。

以上の二者の外に尙ほ國家が保險事業に依りて労働者の爲に保險を爲すことあり。

第一節 保險の經濟的作用

保險は直接に生產に影響するものにあらず。然れども保險に依りて危險の度緩和せらるゝが故に事業の創設繼續に至大の便益を與ふるものなり。且保險は貯蓄されたる資本を適宜に分配せしむるものなり。就中保險の有用なるは資本の貯蓄を増加するとなり。資本の貯蓄方法は種々ありと雖も貯金の出入容易なる時は一度貯蓄しても直に之を取出して消盡すると多し。之に反して保險料を出

す時は之を取戻すとを得ざるを通例とし、例令取戻すとを得る場合と雖も尙ほ僅少の額に止まり損失を甘んぜざるべきからざるが故に、遂に保険料を全納し保険金を得るに至る。是恰も貯蓄を全ふしたるものと云ふべし。且人は投機的性質を有するものなれば保険料を出す時は危険の生じたる時費したる金額の數倍を受取るを得るの希望に依りて保険を望むものを生じ一國の資本を増加するの結果を生ず。

尙ほ最も保険の利益とする所のものは其各人の財産を安全にし其社會上の地位を維持せしむるにあり。夫れ一國に於て貧富の激變なる頗倒は社會の秩序を紊乱し風教を害するものなるが故に此缺點を救濟するの效は實に保険に依りて存す、加之財産を有せざるものに向ても保険は其生活費を與ふるの效用あり。資産なき教育なき労働者は保険に依りて労働の需用を見出さる場合に於ても尙ほ一定の所得を得るなり。今其重なる場合を擧ぐれば左の三なり。

一、労働に對する需用なき場合

二、労働力の全部若くは一部の缺點

三、寡婦又は幼兒

- (一) 労働に對して需用少き場合は資本少きか或は企業利益少き場合なり。就中労働者の數多きに過ぐる時は一部の労働者は職を得ざるとあり。
 - (二) 労働者は疾病老衰に依りて或は全く職務を取る能はざる場合あり、或は一部不能の場合あり。
 - (三) 寡婦又は幼兒は充分なる労働力を有せざるが故に夫又は父が生前に保険をなす時は之に依りて其生活を維持するを得、兒童は職業上の教育を受くるを得るなり。
- 上述の如く保険は經濟上大なる效用あるものにして就中労働者に取りては最も有益なるが故に保険業は現今大に勃興したりと雖も營利的事業として一種の企業家に適用せられたる結果保険金の支拂はれざるもの多く労働者の汗に依りて貯蓄せられたるものは奸曲者の私する所となり遂に水泡に歸するに至れり。此故に保険は社會政策の一として盡く公設ならざるべきと論ずるものあり。其公設にすべきや將た私設にすべきや又之に關する法制は如何なる程度まで立

ちに入るべきやは經濟政策の範囲にして茲に之を詳述するを得ず。吾輩の見に依れば保険を公設のみに限るの必要なしと雖も私設の者に於て所謂營業保険と稱するものに付ては嚴格なる監督を施し専ら相互保険の實行されんとを望まざるを得ず。

第七章 消費を論ず

第一節 消費の觀念及種類

分配の結果は貨物の消費を來すものなるが故に本章に於て之を論究する所以なり。消費とは人の慾望を満足せしむると、依りて生ずる貨物の價値の減少を云ふなり。

消費は價値の減少なり。消費は生産の反對の現象にして生産に依りて生じたる價値を減少するものなり。

消費とは人の慾望を満足せしむると、依りて生ずる價値の減少なり。故に貨物其物が天變地妖により又は理化學的現象に從て自ら其價値の減少を來すものは消費にあらず。此等は貨物の全部若くは一部の滅却なり、減少なり。

消費の觀念には、消費したる結果として或る價値が生したるや否やを問ふ所に非ず、全く無益に價値が減少する場合も之を消費と云ふなり、故に消費なる觀念には主觀的要素と客觀的要素とあり。一は人の慾望を満足せしむると一は價値の減少之なり。

故に云ふ消費(Consumption; Consumption)とは使用なる意義と狹義の消費との二つの觀念を含むなり。使用と云ひ又は狹義の消費と云ふは各人の慾望を満足せしむる點より觀察せば其差異なしと雖も之に依りて生ずる價値減少の程度を標準として區別するに依り此等の名稱あるなり。前者は貨物の全體の價値が滅却するとなく一部づゝ漸次に減少する場合を云ふ。例へば器具機械は其各人の用に供せらるゝ度に於て漸次に一部分宛價値の消耗を來すものなるが故に之を使用すると云ひ種子肥料を用ゆる如き一時に其形体を變ずるものは之を使用すと云はずして消費すると云ふなり。

獨逸語に於て此等の意義に付適當なる文字あり、即ち消費を Consumption と云ひ。使

用を *Gebranch* と *Verbrauch* 狹義の消費を *Verbrauch* と云ふなり。斯る區別ある文字の用ひらることは大に便利なりと雖も前に述たる如く理論上より云へば狭義の消費も使用も均しく消費にして性質上の差異あるに非ず程度の差別に過ぎず。

消費の種類は種々あり。今其重なるものを擧れば

(一) 無形的消費 (*Immaterialie Consumption*) 之は貨物に對する慾望の基本たるもののが消滅し或は其慾望を満足する手段亡失せし爲に生ずる價値の減少を云ふなり。例へば歴史は汽車船舶の出入時間表の如きは或時以後に於ては歴として又時間表としての價値は全く缺乏せるもなり。消費を廣義に解し單に之を價値の減少とする時は此等は消費の一形式なりと雖も予観の見解に依れば之は消費に非ずして價値の減却其ものなり。

(二) 収益及使用的消費 (*Erwerb=od. Gebräuchsconsum.*) 収益的消費とは貨物を生産するの條件として費消する消費にして使用的消費とは各人の生計に供する爲めの消費を云ふなり。前者は多く男子の支配する處後者は女子の管理するを通則とするなり。

(三) 趣向的消費 (*Meinungsverbrauch*) 之は世人の意志の變化に基きて價値に増減ある者のなり。例へば流行に連れて流行物の價値に高下の變動あるが加し。又富者の間に於ける流行終了するに及ては貧者の間に新なる流行を惹起するとあり。

(四) 不生產的消費及生產的消費 (*productive consumption; Unproductive Consumption*) 勞働に生産的勞働不生产的勞働の一ありとするミル氏等の議論の誤なることは既に之を述べたり。蓋し勞働は有形無形若くは間接直接に生産を助くるものなればなり。然れども消費に於ては確かに此區別の存するを見るなり。何となれば貨物が有用なる效果を社會又は經濟に與ふると否とは一に其消費の結果に依りて觀察すべきものなればなり。器具機械は有用なる貨物なるを通例とすと雖も徒に之を据付又は備付たるのみにては自然滅却に終らんのみ。只之を以て他の貨物を生産する時は消耗したる費用以上に餘剰價格を生ずるなり。其他酒色の爲に金錢を消費する如きは毫も生産に益なきが故に之を不生產的消費と稱する所以なり。

(五) 分離消費 (*Gebrauchstheilung*) 及結合消費 (*Gebrauchsvereinigung*) 此區別は消費の分

類としては少しく不穩當なりと雖も此名稱あるに依り便宜上之を附説し其區別を明にするなり。分離消費とは或貨物に對する各人の慾望が多くの差異ある場合を云ふ。例へば古代に於ては衣食の目的となるものに付き上中下等の差なかりしも漸々文明と共に一貨物に付ても複雜なる價值の感念を生ずるに至るなり。佛國に於ては十三世紀に石炭の種類僅に三種ありしのみなるが後十六世紀に於ては六種となり現今は五十種以上となれりと云ふ。故に各人の慾望は種々に分れ一致すると能はざるの觀あり。

結合消費とは消費が數人の間に合致するを云ふなり。例へば共同の湯屋、理髪店、圖書館等の如し。斯る場合に於ては各人の慾望は同時に満足せしめらるゝとを得るを以て大に便利なる點あり。例へば百万冊を有する共同の圖書館に於ては各十万冊を藏する十箇の一個人所有の圖書館より大功あり。又汽車汽船に於ける乗客の欲望の一一致の如き皆費用少くして經濟上大なる利益を得るが故に之を輕視すべからず。

第二節 生産と消費との關係

消費は慾望の客觀的現象なり表現なり。慾望を滿足せしむるとは目的にして消費は其手段なり。消費は生産の目的にして生産は消費の手段なり。必要は發明の母なり (Necessity is the mother of invention.) とは是之を云ふなり。動物は皆慾望を有せざるものなし只其程度に相違あるのみ。人類に於ても最も多く慾望を有するものと然らざるものとあり。或は人類と國民とに依りて異なり或は個人と個人とに依りて異なる。野蠻人は文明人と交通するに依りて益、慾望を増加し爲に其生産力を増加すると史の證する所なり。初は生計を推持するを得ば足れりとし後には微妙高尚なる慾望を滿足せんとするに至るなり。是に於てか生産力の増進を必要とす。

要するに生産と消費とは共に進歩し其歩武を一にするものにして其一をのみ獨り先にするとを得ざるなり。消費が盛なる時に於て生産之に伴はざる時は物價に激動を生じ投機盛に起らん。生産過超にして消費甚だ少き場合に於ては世上の不景氣大小の恐慌立どころに起らんなり。

尙ほ茲に注意すべきは不生產的消費の一たる濫費及び貪慾の生産に及ぼす關係

消費は不用に貨物を消費し其結果何の價值をも生ぜざるものなり。之に反して貪慾とは適當に貨物を使用すれば有用の效果を生ずべきものなるに徒に之を庫中に藏して何の價值をも生ぜしめざるものにして生じ得べき價值を生ぜしめざるが故に結局不生産的消費の一なり。之を道德上より觀察すれば均しく惡徳にして寧ろ消費は人多く之を咎めざるに貪慾は甚だ人に嫌はる。蓋し貪慾は社會に何の利益をも生ぜざるに消費は社會の流行を助くるの功ありとなすなり。然れども經濟上より之を觀れば二者均しく不生産的なりと雖も貪慾は消費に勝れり。何となれば貪慾は只生じ得べき貨物を生ぜしめざるのみにして貨物其物は依然として存在するに消費は新なる價值を生じ得ざるは勿論貨物其物の價值を減却するのみなればなり。貪慾の害は消極的なも消費の害は積極的なり。尙ほ少しく消費に關する誤謬の觀念を説明せんに消費は世の融通を助くると云ふの點なり。然り消費は其目的たる貨物に對して需用を起すものなるが故に一時好景氣を呈するとあらん然れども其結果に於て何の價值をも生ずるものなら

ざるが故に遂に經濟社會に於て富の減少を來すに終るなり。例へば百圓を價する貨物を購求したりとせんに此場合に社會に存するものは百圓の通貨と貨物となり。今之を浪費する時は殘るものは百圓の通貨のみなり。若し又此貨物を以て他の貨物を生産すれば殘るは新に生じたる貨物と百圓の通貨にして消費の場合に於ては通貨は存するも結局貨物は存せざるなり。而て通貨の分量が貨物より比較的多くなりたるときは之を以て國の富よりしとして喜ぶべきに非るか故に單に通貨のみ存して貨物新に生ぜざるは大に不可なり。

第三節 奢侈を論ず

奢侈とは比較的の語にして各人に對して有用以外の消費を云ふなり。茲に云ふ有用と云ふは必ずしも人生必須の生活費を云ふにあらずして尙ほ多少地位に相當する費用を含む者なり而して此以上の消費を奢侈と云ふなり。故に單に奢侈と云ふも或處或時に於ては奢侈ならざるとあり。又は個人と個人とに依りて異なり國民と國民とに依りて異なる。即ち古代の國民より見れば今代の國民の消費は盡く奢侈と云ふを得ん。斯の如く奢侈の觀念は絶對的の者にあらざるが

故に奢侈なると否との分解を見出すと難しと雖も、行場合に於て實際上の判断を下せば足れり。且消費の度が道徳の命ずる程度より高く又は常識を以て無謀とすべき程度に達する時は之をして奢侈とするとを得ん。奢侈は道徳上より觀察すれば毫も探るべき所なしと雖も、經濟上より見れば大に長所の存する所を知るを得。蓋し奢侈は各人の地位を増進し生産力を増加するとわればなり。中世に於ては未だ商工業發達せざりしが故に當時の奢侈は徒に從僕を多く有するにありて一舉一動盡く僕婢の手を勞するとあり。甚しき例は沐浴の際に家人をして自己を負はしめ浴後着座せしめられたる時自己は着座せしや否やを問ひしさへありと云ふ。此等の奢侈は何の效益なきは勿論却て其人に取りても多くの不便を感じ。尙ほ進んで近世に於ては粗食變じて良食となるに至りしが故に生計の費用は高まりしとは雖も却て体力を増進して其労働の效驗を増加する結果を生ぜり。此等は漸々都會の發達と共に多數人の間に普及して各人の勤勉心を發生したる功あり。ロッセル (Roscher) 氏は此等の奢侈を評して「有道の奢侈は將來困厄の際に於ける基金の如し」と云へり。蓋し此等の奢侈は労働力増進を來

し其結果養美食を得るものなるが故に必要已むを得ざる場合に於ては其生計の程度を減少するとを得るを以てなり。

故に余は奢侈を分て生産的奢侈及不生産的奢侈と云はんとす。生産的奢侈とは労働者の勤勉心を増し且其労働の效驗を増加し併せて社會の凡ての階級に之を普及せしめ得べきものなり。之に反して不生産的奢侈とは労働者の勤勉心を起さず労働の效驗を増さず若くは假令勤勉心を惹起すとありとするも尙ほ却て労働の效驗を減少するものにして且一般に普及せしむべからざるものなり。例へば粗食の代りに滋養ある貢食を得るが如きは社會全般に及ぼして益あり。且労働の效驗増加し得べきものなるが故に全般に行はれ易し。之に反して不生産的奢侈たる例へば徒に無用の僕婢を使ふ如き又は金銀を以て什器を飾る如きは毫も生産に益なく且労働者に適用して何の裨益もなきものなり。

奢侈に關しては古來諸種の制限を加へたるとあり。其の多くは衣裳宴會及埋葬に關するものにして斯る制限の行はるゝは過渡の時代に於て最も之を見るなり。例へば中世より近世に移る時に於けるが如し。中世の末葉に於ては武士の勢力

漸々衰ふるに反して市民の富力は益々加はれり。市民も亦武士と對等の態度を取るに至りしが故に階級を分て各自の衣食住に關する制規を限定せり。然れども斯る制限は之を實行するを得ざるを發見せり。蓋し消費は生産と異なり之を監督するに困難なればなり。即ち生産は特定の場所に於て行はれ注目し易きも消費は自由に如何なる時に於ても行はるゝが故に充分に行政權の活動を容れるを以てなり。

此故に法律命令等を以て奢侈を禁する代りに奢侈品と目せらるべきものに課稅するに至れり。即ち、奢侈政策(Luxuspolitik)は道德上、若くは保安警察上の問題より變じて遂に財政上の問題となるに至れり。現今各國に於て奢侈品に對する課稅を以て歲入の重なる泉源と認むるが如し。而して其課稅の物體は煙草、酒の如きを以て其主なるものとす。

奢侈を制限するは一概に良政策なりと云ふべからず、余の所謂生産的奢侈の如きは寧ろ之を獎勵して可なり、何ぞ法律を以て禁ずるとをなさんや。然れども不生産的奢侈は最も恐るべき者にして一國の興亡は此奢侈と節儉とより分るゝが故


に大に注意すべきものなり。現今此等の奢侈の豫防として節制會なるもの英國に組織せられ其會員非常の大數に及びたり。而して其結果に依れば會員の全體は全く節制に對する契約を遵奉し得ざりしと雖とも尙ほ其半數は之を守りしと云ふ。其效果大ならずと雖も亦暗黙の中に實際上の大利ありと云ふべし。要するに奢侈を制するには國家が或貨物に對して課稅するに依りて間接の制限を取るも可なりと雖とも尙ほ私人の自由意思に於ける制慾を以て最上と爲す法律を以て之を禁するが如きは害ありて益なし。

之を要するに經濟的現象が良好に導かるゝや否やは國民教育の普及如何に存するものにして即富國強兵の源は經濟に在り、經濟の源は教育に因るものなり。人の施設多くは目前の計に出づ是れ往々國家の衰頽する所以なり。識者須らく遠大の見を持して企畫する所なかるべからず。



16.

16





040092-000-5

モ-16口

経済学原理

志田 勝民／述

M34

BDD-0074



人間科学系
専門学校
経済学原理

志田 勝民